

第7回海老名市公共施設再編計画策定委員会次第

日 時：平成28年10月5日（水）

午前10時から

場 所：海老名市役所 政策審議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 基本方針（修正案）について

(2) 施設分類別の方向性について

3. その他

4. 閉 会

公共施設再編計画策定までのスケジュール（案）

再編計画策定までの取り組み	
平成 27 年 4 月	第 1 回検討委員会開催 （委嘱、国の補助、これまでの市の取り組み経過、白書概要説明）
5 月	
6 月	第 2 回検討委員会開催 （市の財政状況、行革の取り組み）
7 月	
8 月	第 3 回検討委員会開催 （市内施設の説明及び視察：消防北分署、門沢橋保育園、市民活動センター）
9 月	
10 月	
11 月	第 4 回検討委員会開催 （スケジュール、先進市の計画アウトライン、市民アンケート案の提示）
12 月	・市民アンケート実施（平成 28 年 1 月中旬まで）
平成 28 年 1 月	
2 月	第 5 回検討委員会開催 （人口ビジョン、取り組みの方向性に係る意識共有、市民アンケート中間報告、施設データの提供）
3 月	
4 月	・市民アンケート結果報告書の全庁周知、議会報告
5 月	
6 月	第 6 回検討委員会開催 （基本方針に関する意見交換、分類別の方針に係る意見交換）
7 月	
8 月	第 7 回検討委員会開催（8/22 予定）【台風の影響で 10 月 5 日に延期】 （基本方針（修正案）の確認、分類別の方針に係る意見交換）
9 月	
10 月	第 7 回検討委員会開催（10/5） （基本方針（修正案）の確認、分類別の方針に係る意見交換）
11 月	第 8 回検討委員会開催（予定） （諮問・計画素案の提示／素案に係る意見交換）
	第 9 回検討委員会開催（予定） （素案に係る意見交換）
12 月	第 10 回検討委員会開催（予定） （答申案の提示／答申案に係る意見交換、答申案の決定）
平成 29 年 1 月	第 11 回検討委員会開催（予定） （市長へ答申） ・市民意見の聴取 ・計画案のパブリックコメント実施
2 月	・最高経営会議で再編計画の決定
3 月	・議会報告（配布）

素案の構成イメージ

再編（適正化）計画の素案について、以下の構成とすることを想定している。

1 再編（適正化）計画について

(1) 対象施設

- ・ 市民利用施設とインフラ施設を合わせた公共施設全体であることを説明。

(2) 計画策定の目的

- ・ 資料3「基本方針（修正案）」の「■目標」（P.1）が相当する

(3) 計画期間

- ・ 短期／中長期／超長期 ⇒設定の意図や考え方を説明

(4) 計画の進め方

- ・ 方向性に沿った事業の具体化、進捗管理等のマネジメントを行うことを記述

2 公共施設の現状及び将来見通し

(1) 公共施設等の現状及び課題

(2) 人口推計

(3) 公共施設等の更新等に係る中期的な経費見込み及び財政見通し

3 公共施設の再編（適正化）に関する市民意識

- ・ 市民アンケートから主要な情報を整理

4 公共施設全体としての再編（適正化）方針

(1) 基本方針

- ・ 資料3「基本方針（修正案）」における「■基本方針」（P.2～3）が相当する

(2) 進捗管理の仕組み

- ・ 庁内体制のあり方
- ・ 庁外との連携（委員会、市民、事業者等）
- ・ 評価や見直しのサイクル

5 施設分類別の再編（適正化）の方向性

- ・ 資料4「施設分類別の方向性」を元に作成

基本方針（修正案）

- ・第 6 回委員会で資料 2・スライド 3 ページ目で示した「目標」及び「基本方針」について、委員会における議論や御意見を踏まえた修正案を提示いたします。
- ・修正案と合わせて【修正の考え方】も記載しておりますので、内容を御確認いただくようお願いします。

■ 目標		
(第 6 回委員会 資料 2 の内容)	(第 6 回委員会における意見等)	(修正案)
<p>再編計画の目標は、公共施設の保有に係る将来費用への対応、及び、社会状況や市民ニーズの変化に応じた公共施設の最適な配置・効率的な運営の実現</p>	<p>・「最適化」という言葉のイメージを再確認したい。</p> <p>・人口と公共施設という視点を示す必要がある。人口減少と公共サービスについて基本方針で触れるべきではないか。</p> <p>◎市の目指す「適正化」とは？ ⇒市民ニーズ等の変化に合わせたサービス提供を実現するとともに、サービスの継続的を確保するために、公共施設の保有にかかる将来費用の負担については可能な限り軽減を図ること。</p>	<p>再編（適正化）計画策定の目的は、将来にわたり公共施設におけるサービスの提供を維持していくために、人口動向等の社会状況や市民ニーズの変化に応じた公共施設の配置や規模の見直しを図るとともに、公共施設の保有に伴い必要となる将来費用（管理運営や大規模改修・更新にかかる費用）の負担軽減に取り組むことにより、効率的な運営の実現を目指すものです。</p> <p>【修正の考え方】</p> <p>※議論の前提を明確にするため、「将来にわたり公共施設におけるサービスの提供を維持していくために」を追加。</p> <p>※まず始めに、市民ニーズ変化に対応した公共施設の見直しを図ることに言及し、その内容について、委員の議論も踏まえ、「配置や規模の見直しを図る」としている。</p> <p>※将来費用について、「施設を保有すれば将来費用の負担が必要になる」という事実を示したうえで、将来費用の負担軽減に取り組むことを示す。</p>

■ 基本方針		
(1) 公共施設サービスのあり方		(1) 公共施設におけるサービスのあり方
(第6回委員会 資料2の内容)	(第6回委員会における意見)	(修正案)
<p>公共施設サービスは、行政だけではなく民間も含め、最適なサービス提供主体を選択し、行政が直接提供するサービスの選択と集中を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設サービスを民間が行うと示されているが、この考え方は理解できない。 ・市が行うことを示す基本方針に、はじめから民間を組み入れるという考え方がおかしい。民間委託は手法であって基本方針ではない。 ・公共サービスは、民間ではできないが必要だから行政がやるというもの。 ・民間が提供できないことを行政が補完すること、それが行政サービスであるというご意見と理解した。 ・基本方針がこのような表現であると、はじめから行政がやる気がない印象を与えることを懸念する。 ・行政は、自分たちのやることをしっかりやるということを基本方針に示すべき。 ・「公共施設の目的を失わない範囲で民間関与を増やす」という趣旨に表現を見直すことを提案する。 ・「公共施設サービスは、本来は行政が責任を負うものであるが」という旨を追加することを提案する。 ・公共施設サービスに関する行政の責任や守備範囲を明記したうえで、民間活用は手段として表記するよう表現を見直していただきたい。 	<p>公共施設においては、行政が責任を持ってサービスの提供を行いますが、市民がより良いサービスを楽しめるよう、行政だけではなく民間等も含む様々な主体が強みを活かして連携することにより、質の高いサービスを実現していきます。</p> <p>【修正の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※前提として、行政が責任を持ってサービス提供を行うことを明記。 ※サービス提供方法について、民間活用ありきではなく、「市民にとってより良いサービスとする」ことを起点に、より良い方法を考えるとの趣旨に修正。
(2) 公共施設維持管理の考え方		(2) 公共施設維持管理の考え方
(第6回委員会 資料2の内容)	(第6回委員会における意見)	(修正案)
<p>①新規施設の整備は、市民の安全確保及び十分に精査したニーズに対応する場合に限定し、可能な限り抑制する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「新規施設の整備は、可能な限り抑制する」と表現しているが、この表現では、結局新たに整備されてしまうことが懸念される。「原則として新しいものは整備しない」など、もう少し強い表現が必要ではないか。 ・この委員会の役割は、判断基準を示すという役割ではなく、我々の検討結果を行政運営の参考にしてもらうという認識である。 ・背景の①の内容で良いと考えている。 	<p>①新規施設の整備は、市民の安全確保及び十分に精査したニーズに対応する場合に限定し、可能な限り抑制します。</p> <p>【修正の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※修正なし。今後も人口増が続くとの想定や、地区により施設整備に差がある状況を踏まえると、原則禁止は現実的でない。
<p>②新規施設(更新含む)を整備する場合は、既存施設の転用や統廃合、複合化・多目的利用等を検討することとし、公共施設の保有総量(延床面積総量)を、これまでと同程度に抑える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の数や面積を削減する工夫が求められると断定しているが、この方針にも疑問を感じている。数を増やして適所に配置する方が良いのではないか。 ・面積が小さい施設をたくさん整備しても、施設総量は減らすことはできると考えられる。気になるようであれば、面積を同程度にする方法はたくさん記述し、サービスが悪くなることはない旨を説明したらどうか。 ・「公共施設の保有総数をこれまでと同程度に抑える」とあるが、それでよいのか。そもそもの問題認識からは、施設量を減らす必要があるのではないか。 ・「これまでと同程度」の意味は、スクラップアンドビルドということ。 ・全体の背景にある施設総量について述べる必要がある。合併した自治体などは過剰な公共施設を減らすべきであるが、本市は他市と比べても公共施設が少ないため、「同程度」としていると認識している。なぜ同程度なのかの根拠を示した方が良い。 ・背景の②について、施設の保有量に関して触れないことを提案する。法制度改正等に対応したやむを得ない改修等が必要になる場合も想定されるため、どうしても述べるのであれば、「公共施設の保有総量について検討する」という結び方で良いのではないか。 ・背景の②について、「延床面積総量」と記載すると首を締めることになるのでは。面積が多少増えるが大幅な質的向上を図ることができる方策もあり得るため、量の削減だけではなく質の向上にも言及したほうが良い。 	<p>②本市が現在保有する公共施設の総量は、他自治体と比較して必ずしも過剰ではありませんが、新規施設(更新含む)を整備する場合は、既存施設の転用や統廃合、複合化・多目的利用等に取り組むことにより、公共施設の保有総量(延床面積総量)を現状と同程度に抑え、将来費用の増大を抑制します。</p> <p>【修正の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※施設総量を「削減」ではなく「現状と同程度」とする前提として、現状の施設総量が、必ずしも過大ではないとの認識を示す。 ※将来費用の抑制が目的であり、その手段として、様々な工夫により総量抑制に取り組むことを示す。

<p>③ 公共施設のデータを整理し、有効活用されていない施設や、設置当時の目的や役割を終えた施設は、大規模改修や更新時期が到来する前に今後の方向性を検討する。</p>		<p>③ 公共施設の状況を継続的に把握し、有効活用されていない施設や、設置当時の目的や役割を終えた施設については、大規模改修や更新時期が到来する前に今後の方向性を検討し、実行に移します。</p> <p>【修正の考え方】 ※データ整理の部分を、継続的な状況把握として意味を明確化。 ※方向性の検討に留まらず、実行に移していくことを明記</p>
<p>(3) 対応方策</p>		<p>(3) 公共施設の再編（適正化）に向けた対応方策</p>
<p>① 公共施設の保有にかかるコストの縮減</p>	<p>・名詞で止められているものは、説明が必要であると考える。</p>	<p>① 公共施設の保有にかかるコストの縮減</p> <p>保有する公共施設を安全・快適に使い続けるためには、日常的な事業運営や維持管理の費用だけでなく、将来的には大規模改修や更新等の費用が必要になります。従って、限られた財源を有効に活用できるよう、これら公共施設の保有にかかるコストの縮減に努めます。</p> <p>【修正の考え方】 ※第6回の資料2で示した背景を、説明として追加。 ※コストについて、日常的な管理運営にかかる費用と、大規模改修・更新にかかる費用の全てに着目することを明記。</p>
<p>② 公共施設に投入する財源の確保</p>	<p>・名詞で止められているものは、説明が必要であると考える。（再掲）</p>	<p>② 公共施設に投入する財源の確保</p> <p>公共施設の保有にかかるコストに充当する財源を安定的に確保するために、大規模改修や更新に備えて設置した「公共施設等あんしん基金」を活用するほか、受益者負担の観点から公共施設サービスの利用料等のあり方を見直すなどの取り組みを進めます。</p> <p>【修正の考え方】 ※第6回の資料2で示した背景を、説明として追加。 ※財源確保については、行革や財政的な措置など公共施設マネジメントの範ちゅうを超える取り組みも関係してくるため、公共施設と直接的につながりのある取り組みを例示。</p>
<p>③ 「施設分類ごとの方向性」を検討し、大規模改修や更新のタイミングで施設量及び施設構成の最適化</p>	<p>・名詞で止められているものは、説明が必要であると考える。（再掲） ・人口と公共施設という視点を示す必要がある。人口減少と公共サービスについて基本方針で触れるべきではないか。（再掲）</p>	<p>③ 施設分類ごとの方向性の明確化</p> <p>施設分類ごとに、人口動向や市民ニーズ等の状況変化を踏まえた施設の配置や規模、サービス提供方法についての見直し内容や、実施に移すべき時期を明確化します。個別施設においては、それらの方向性に沿った取り組みを実施していきます。</p> <p>【修正の考え方】 ※①、②に合わせてタイトルを短くした。 ※第6回の資料2で示した背景を、説明として追加。</p>

施設分類別の方向性

- ※ 本資料は、第 6 回委員会で提示した資料を施設分類ごとに再編したものです。
- ※ 施設分類ごとに、基本的に見開き 2 ページ（最大 4 ページ）で、以下の項目を整理していますので、特に、「2. 現状や課題のまとめ」に示す状況認識や、「3. 今後の方向性」の内容について、ご意見を頂くようお願いします。

〔本資料における整理項目〕

- 1. 施設及び建物の概況**
 - (1) 施設と建物の一覧
 - (2) 利用状況
 - (3) 配置状況
 - (4) その他情報
- 2. 現状や課題のまとめ**
- 3. 今後の方向性**
 - (1) 基本的な方向性
 - (2) 実行計画

< 目 次 >

【分類 1】行政系施設	
[中分類]	[小分類]
庁舎	市庁舎1 ページ
連絡所	3 施設3 ページ
【分類 2】消防施設	
[中分類]	[小分類]
消防署	4 施設5 ページ
消防団器具置場	15 施設7 ページ
その他	コミュニティ防災センター9 ページ
【分類 3】学校教育施設	
[中分類]	[小分類]
小中学校	小学校（13 校）、中学校（6 校） 11 ページ
【分類 3】学校教育施設	
[中分類]	[小分類]
その他	食の創造館 15 ページ
【分類 4】地域コミュニティ施設	
[中分類]	[小分類]
地域活動施設	ピナレッジ 17 ページ
	ピナスポ 19 ページ
	コミュニティセンター（10 施設）・文化センター（2 施設） 21 ページ
【分類 5】教育施設	
[中分類]	[小分類]
文化財施設	4 施設 25 ページ
図書館	2 施設 27 ページ
その他	教育支援センター 29 ページ
【分類 6】文化スポーツ施設	
[中分類]	[小分類]
スポーツ施設	体育館、競技施設 31 ページ
	グラウンド 33 ページ
	庭球場（2 施設） 35 ページ
文化施設	文化会館 37 ページ
	市民ギャラリー 39 ページ

【分類 7】保健医療福祉施設	
[中分類]	[小分類]
保健医療施設	医療センター 41 ページ
	保健相談センター 43 ページ
子育て支援施設	保育園（6 施設） 45 ページ
	子育て支援センター 49 ページ
障害者福祉施設	障害者デイサービスセンター（3 施設）、 わかば学園、わかばケアセンター、わかば会館 51 ページ
高齢者福祉施設	国分寺台ケアセンター 55 ページ
	総合福祉会館 57 ページ
	高齢者生きがい会館 59 ページ
【分類 8】産業振興施設	
[中分類]	[小分類]
農業振興施設	ライスセンター、南部農業拠点施設 61 ページ
【分類 9】環境施設	
[中分類]	[小分類]
環境施設	リサイクルプラザ 63 ページ
	資源化センター 65 ページ
	美化センター 67 ページ
【分類 10】市営住宅	
[中分類]	[小分類]
市営住宅	直営（3 施設）、借上げ（4 施設） 69 ページ
【分類 11】その他施設	
[中分類]	[小分類]
駐車場	海老名中央公園地下駐車場 71 ページ
自転車等置場	4 駅・11 施設 73 ページ
大型防災備蓄倉庫	3 施設 75 ページ
その他	さがみ野安全安心ステーション 77 ページ
	消費生活センター 79 ページ

【分類1】	行政系施設	中分類	庁舎
		小分類	市庁舎

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	市庁舎	国分	直営	市庁舎(本館)	15,051	S63年度	27年
2				市庁舎(西棟)	733	S63年度	27年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					15,784		6.7%

【概要】

- 市庁舎(本館)は、市の保有施設の中で施設面積が最大

老朽化の状況	・ 建物は27年経過(概ねの更新時期:30年後)
法令上の扱い	・ 地方自治法第四条で、事務所の位置を定める場合には条例に定めることを求めているが、庁舎を整備すること自体について法令上の規定はない

(2) 利用状況

利用の実績	・ 執務スペースの人口密度や会議室の定員が、整備時点の想定を上回っており、狭隘化が指摘されている
今後の見込み	・ 定員適正化計画において、できる限りの職員数削減を進める方針を示している
民間による代替	・ 市職員の事務所や行政事務の窓口であり、民間に同様の施設はない

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 職員数は横ばいも臨時職員等が増加しており、事務所利用人数は設計時の想定を上回っている
- 現在は事務所として利用している西棟も、整備当初は事務所としては利用されていなかった
- 西棟のほか、「保健相談センター」の一部を「健康づくり課」の事務所として利用している
- エレベーター、空調関係の部品が現在は供給されておらず、計画的な設備更新が必要になる
- 隣接する催事広場は借地であり、建設用地としては考えにくい

2. 現状や課題のまとめ

- 行政活動の拠点となる事務所であり、今後も各組織の事務スペース確保が必要である
- 建物の狭隘化が指摘されており、西棟や保健相談センターにも事務所を設置している。一方で、定員管理計画において、できる限りの職員数削減を進める方針が示されており、集約・分散など事務所配置のあり方や、庁舎の必要規模については今後検討が必要である
- 敷地や建物の所有を行政に限定する規定はなく、建物の使い方を見ても、銀行や証券等の窓口対応のある民間企業と同様に、一般のオフィスビルに設置することも考えられる。施設の更新時期は概ね30年後になることから、その段階では、更新事業の実施に際し、民間との多様な連携の可能性を検討する余地がある
- 現在の敷地は海老名駅に近く規模も大きいことから、市街地の開発や人口増加が進めば、土地のポテンシャルを最大限に活用するために、規制の見直しによる高度利用について検討することも考えられる
- 現在も消費生活センターが併設されており、複合施設としての整備についても検討する余地がある
- 市民総合窓口、福祉総合窓口等の民間委託を実施しており、管理や運営における民間関与の拡大について研究する

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・適正規模で更新	・ 現在の建物を適切に維持管理して継続利用し、職員数や市業務の変化を踏まえた適正規模で更新する
民間施設との複合化について研究	・ 敷地規模が大きく、市街地にも近いため、用地の高度利用等も含めた、民間施設との複合化の可能性について研究する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理 民間施設との複合化に向けた研究
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎を核とする行政機能の集約/分散の方針検討 用地の高度利用に向けた環境整備 民活による事業手法の検討
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎の適正規模の検討 更新の実施

【分類1】	行政系施設	中分類	連絡所
		小分類	3施設

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	東柏ヶ谷連絡所	東柏ヶ谷	直営	(そうてつローゼンさがみ野店内)	8	-	
2	かしわ台連絡所	北部	直営	(かしわ台駅内)	22	-	
3	海老名駅連絡所	国分	直営	(ピナフロント内)	37	-	
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					67	0.0%	

〔概要〕

- いずれも駅又は駅近くの民間施設の建物内に設置されている

老朽化の状況	• 民間施設のため把握していない
法令上の扱い	• 設置について法令における規定なし

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 1日あたりに換算した利用者数は15～18人である • かしわ台連絡所と海老名駅連絡所では、中央図書館の改装中（H26.12～）に図書の貸出・返却を実施し、証明書の発行などの通常サービスを上回る利用があった（かしわ台：約7,000人、海老名駅：約10,000人） • 海老名駅連絡所が新たに開設され、その分の利用者は純増している
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> • 総人口は、今後10年間で4.4%の増加を見込む • 海老名駅は、西口の開発による人口増が見込まれる
民間による代替	• 他自治体では、コンビニ等の民間施設で証明書発行を代行している事例もある

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 自動交付機の設置場所は本庁舎のみ
- 所管課は、自動交付機を利用しない市民向けの窓口を、本庁以外の場所に設置することに意義を見出している
- 「東柏ヶ谷」と「かしわ台」が配置されている市域北東部は、鉄道は通っているが、自動車での本庁舎へのアクセスが良くない
- 南部は、距離があっても道路が整備されており自動車での本庁舎へのアクセスは良い
- コンビニ交付は財政負担につながる可能性があり、導入に向けた議論が必要
- 小田急相模原駅など、複数自治体の自動交付機を設置している例がある

2. 現状や課題のまとめ

- 必要な施設規模が小さく、民間施設のスペースを利用して設置されている
- 本庁舎の窓口サービスを補完する施設であり、本庁舎以外の市民が集まる場所に配置することが望ましい
- 1日あたりに換算した利用者数は15～18人で限られている
- かしわ台連絡所と海老名駅連絡所では、中央図書館の改装中に図書の貸出・返却を実施し、証明書の発行などの通常サービスの2倍程度の利用があった

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
連絡所のあり方を検討	• 証明書交付等の窓口サービスは利用件数が少ないことから、コンビニ交付や電子化など関連する仕組みの普及状況を踏まえて窓口サービス提供方法を見直し、連絡所のあり方を検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 連絡所のあり方について検討 • あり方検討の結果を踏まえた取組みを適宜実施
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • あり方検討の結果を踏まえた取組みを適宜実施
超長期 (40年以上)	• -

【分類2】	消防施設	中分類	消防署
		小分類	4施設

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	施設名	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	消防庁舎	大谷	直営	消防庁舎(本館)	2,365	S63年度	27年
2			直営	消防庁舎(増築棟)	533	H22年度	5年
3	消防北分署	北部	直営	消防北分署	1,222	H21年度	6年
4	消防南分署	南部	直営	消防南分署	751	S58年度	32年
5	今里出張所兼今里給油施設	南部	直営	今里出張所兼今里給油施設	205	H24年度	3年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					5,076	2.1%	

【概要】

- ・今里給油施設は、ガソリンスタンドを改修した施設であり、公用車の給油及びガソリン備蓄の機能を有している

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・南分署は築32年で改修等未実施 ・消防庁舎(本館)も27年経過
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法第9条で、消防機関(消防本部、消防署、消防団)の全部または一部の設置が義務付けられている ・消防組織法第11条で、消防本部及び消防署に消防職員を置くことを定めている ・施設の整備や保有については、法令上の規定がない

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署および分団器具倉庫は、利用の多少が問われる施設ではない
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や人口増加により救急搬送は増加傾向にある ・総人口は、今後10年間で4.4%の増加を見込む
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> ・行政で設置が義務付けられている施設

(3) 配置状況



(4) その他情報

- ・海老名市内を均等にカバーできる場所に配置されており、市単独で継続する場合は、場所を大きく変更することは考えにくい(※広域化されれば別途検討する必要あり)
- ・さがみ縦貫道のICが設置されたため、高速道路をカバーするためにインター付近に分署を新設することが理想
- ・消防指令センターは広域化され、海老名市・座間市・綾瀬市で共同運用している
- ・消防署所は広域化されていないが、救急搬送については、3市で協力し、最短で対応できる車両で対応している
- ・消防庁舎の指令センターに使用していたスペースは、事務室の狭隘解消に活用する予定

2. 現状や課題のまとめ

- ・主たる担当エリアはあるが、状況に応じ市内全域のほか周辺自治体でも活動する場合がある
- ・消防指令センターは広域化されており、救急搬送については、3市で協力し、最短で対応できる車両で対応している
- ・さがみ縦貫道のICが設置されたため、高速道路が新たな活動範囲となっている
- ・建物には、事務所のほかに大型車庫、機材置場、燃料庫、当直時の生活スペースなどが必要であり、更新時には、既存の建物を転用することは考えにくい

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・適正配置で更新	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の建物を適切に維持管理して継続利用し、各施設で対応すべきエリアの状況変化を踏まえた、適正な施設配置を検討した上で更新する
広域化について研究	<ul style="list-style-type: none"> ・指令センターと同様に消防署の広域化についても研究する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理 ・消防署所の広域化について研究 ・消防署所の配置方針の検討
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置方針に基づく、消防庁舎等の整備方針の検討
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎等の整備方針に沿った更新の実施

【分類2】	消防施設	中分類	消防団器具置場
		小分類	15 施設

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	消防第1分団	国分	直営	消防第1分団	99	H18年度	9年
2	消防第2分団	大谷	直営	消防第2分団	100	H21年度	6年
3	消防第3分団	海西	直営	消防第3分団	73	H3年度	24年
4	消防第4分団	海西	直営	消防第4分団	69	S63年度	27年
5	消防第5分団	海西	直営	消防第5分団	69	S62年度	28年
6	消防第6分団	海西	直営	消防第6分団	69	平成元年度	26年
7	消防第7分団	北部	直営	消防第7分団	73	H8年度	19年
8	消防第8分団	東柏ヶ谷	直営	消防第8分団	67	H3年度	24年
9	消防第9分団	南部	直営	消防第9分団	69	S63年度	27年
10	消防第10分団	南部	直営	消防第10分団	101	H23年度	4年
11	消防第11分団	南部	直営	消防第11分団	67	S61年度	29年
12	消防第12分団	南部	直営	消防第12分団	77	H16年度	11年
13	消防第13分団	南部	直営	消防第13分団	102	H19年度	8年
14	消防第14分団	南部	直営	消防第14分団	99	H24年度	3年
15	消防第15分団	南部	直営	消防第15分団	100	H21年度	6年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					1,234	0.5%	

〔概要〕

- 建物は2階建てで、器具置場（倉庫・車庫）と待機室で構成されている
- 消防ホースを乾燥させるためのホース塔も整備されている

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての建物が建設から30年未満である • 経過年数が「築24年～29年」と「築3年～11年」に大きく分かれている
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 消防組織法第9条で、消防機関（消防本部、消防署、消防団）の全部または一部の設置が義務付けられている • 非常備の消防機関であり、団員は非常勤特別職の地方公務員となっている • 施設の整備や保有については、法令上の規定がない

(2) 利用状況

利用の実績	• 利用の多少を問う施設ではない
今後の見込み	• 総人口は今後10年程度増加を見込むが、地域により人口動向に差があり、海西地域では約20%の増加、大谷地域については約10%の減少が予想されている
民間による代替	• 民間で提供するサービスではない

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 東日本大震災後、国が消防団の装備基準を改正し、市は資機材の充実を図っているため、倉庫スペースの不足が懸念される
- 自治会が保有する自治会館の敷地の一部を賃借して設置されている施設もある
- 所管課は15分団が適切との認識だが、団員不足で活動を休止している分団が一つある

2. 現状や課題のまとめ

- 施設の目的から、市域をカバーするように分散して配置する必要があるが、団員不足により活動を休止している分団が一つあることから、更新時には人口動向を踏まえた施設配置や対象エリアの見直しも考えられる
- 他自治体では、消防署やコミュニティ施設等の公共施設との複合施設として整備されている事例のほか、民間が保有するビルの一角に設置されている事例もある

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・適正配置で更新	• 現在の建物を適切に維持管理して継続利用し、団員不足への対応方針を検討した上で更新する
地域利用施設との複合化を検討	• 消防団活動への関心を高めるため、更新時期が合う場合は、地域利用施設（コミュニティ施設、小中学校等）との複合化について検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 適切な維持管理 • 団員不足への対応方針について検討
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 団員不足への対応方針を踏まえた施設配置のあり方について検討 • 地域施設（コミュニティ施設、小中学校等）との複合化について検討 • 配置のあり方及び地域施設との複合化についての検討結果を踏まえた取組みを適宜実施
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> • 老朽化した施設について、配置のあり方及び地域施設との複合化についての検討結果を踏まえた更新の実施

【分類2】	消防施設	中分類	その他
		小分類	コミュニティ防災センター

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	コミュニティ防災センター	南部	直営	(消防南分署内)	83	S58年度	32年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					83		0.0%

〔概要〕

- 「コミュニティ防災センター」は、南分署内の会議室を地域に開放し、施設として位置づけたもの
- 地域住民による利用が無い場合は、消防署の会議や署員のトレーニングに利用されている

老朽化の状況	施設が設置されている南分署は、築32年で改修等未実施
法令上の扱い	海老名市コミュニティ防災センター条例が制定されている

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 地域の登録団体が健康体操教室等に利用しているが、月数件に留まっている 利用料は無料となっている
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> (特段の情報なし)
民間による代替	貸会議室等はあるが、利用には料金負担が必要になる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 南分署の業務スペースと分離されていないため、分署における個人情報や資機材の管理やセキュリティ確保の面で問題がある
- 南分署は住宅地からは500m程度離れており、周辺が水田や工業専用地域であることから、市民が利用する施設としては便が悪い

2. 現状や課題のまとめ

- 南分署の会議室を多目的利用して地域利用に開放している施設であり、料金も徴収していないが、利用が月4,5件と少ない
- コミュニティ防災センター(=南分署会議室)は、分署の業務スペースと分離されていないため、分署における個人情報や資機材の管理やセキュリティ確保の面で問題がある
- 南分署よりも近隣の住宅地に近い場所に、社家小学校や、社家コミュニティセンターがある

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
施設廃止(南分署の施設として利用は継続)	月に4,5件と利用が限られるほか、南分署のセキュリティ等の確保も必要であることから、施設を廃止し、利用を近隣施設の会議室等で吸収する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 施設廃止/他施設利用について協議、合意形成 他施設利用の定着後に施設廃止
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> -
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> -

【分類3】	学校教育施設	中分類	小中学校
		小分類	小学校（13校）、中学校（6校）

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	施設名	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1			直営	東柏ヶ谷小学校(校舎1)(北棟)	1,016	S49年度	41年
2	東柏ヶ谷小学校	東柏ヶ谷	直営	東柏ヶ谷小学校(校舎2)(南棟・給食室含む)	4,641	H19年度	8年
3			直営	東柏ヶ谷小学校(屋内運動場・プール)	690	S53年度	37年
4			直営	柏ヶ谷小学校(校舎1)(南棟)	1,632	S39年度	51年
5	柏ヶ谷小学校	北部	直営	柏ヶ谷小学校(校舎2)(北棟1)	1,234	S42年度	48年
6			直営	柏ヶ谷小学校(校舎3)(北棟2)	804	S46年度	44年
7			直営	柏ヶ谷小学校(校舎4)(中棟)	950	H4年度	23年
8			直営	柏ヶ谷小学校(屋内運動場)	803	S48年度	42年
9			直営	上星小学校(校舎1)(1館)	2,398	S45年度	45年
10	上星小学校	北部	直営	上星小学校(校舎2)(2館)	1,754	S49年度	41年
11			直営	上星小学校(校舎3)(3館)	1,662	S55年度	35年
12			直営	上星小学校(屋内運動場)	739	S52年度	38年
13			直営	今泉小学校(校舎1)(A棟・北側)	1,626	S55年度	35年
14	今泉小学校	北部	直営	今泉小学校(校舎2)(B棟・南東側)	3,468	S55年度	35年
15			直営	今泉小学校(校舎3)(C棟・南西側)	1,105	H8年度	19年
16			直営	今泉小学校(屋内運動場)	739	S56年度	34年
17			直営	有鹿小学校(校舎1)(本館東側)	1,343	S42年度	48年
18	有鹿小学校	海西	直営	有鹿小学校(校舎2)(本館西側)	911	S49年度	41年
19			直営	有鹿小学校(校舎3)(西館)	1,051	S54年度	36年
20			直営	有鹿小学校(屋内運動場)	716	S56年度	34年
21			直営	有鹿小学校(校舎4)(東館)	1,311	H16年度	11年
22			直営	中新田小学校(校舎1)(西棟)	2,257	S47年度	43年
23	中新田小学校	海西	直営	中新田小学校(校舎2)(東棟中央)	1,652	S52年度	38年
24			直営	中新田小学校(校舎3)(東棟東側)	654	S55年度	35年
25			直営	中新田小学校(屋内運動場)	739	S52年度	38年
26			直営	海老名小学校(校舎1)(西棟)	2,726	H15年度	12年
27	海老名小学校	国分	直営	海老名小学校(校舎2)(東棟)	2,475	S52年度	38年
28			直営	海老名小学校(校舎3)(北棟)	1,089	S53年度	37年
29			直営	海老名小学校(屋内運動場・プール)	773	S54年度	36年
30			直営	杉本小学校(校舎1)(1館)	2,297	S58年度	32年
31	杉本小学校	国分	直営	杉本小学校(校舎2)(2館)	2,235	S58年度	32年
32			直営	杉本小学校(屋内運動場)	738	S57年度	33年
33			直営	大谷小学校(校舎1)(南棟東側)	1,512	S43年度	47年
34	大谷小学校	大谷	直営	大谷小学校(校舎2)(南棟西側)	915	S44年度	46年
35			直営	大谷小学校(校舎3)(北棟西側)	1,734	S48年度	42年
36			直営	大谷小学校(校舎4)(北棟東側)	1,110	S55年度	35年
37			直営	大谷小学校(屋内運動場)	720	S51年度	39年
38			直営	有馬小学校(校舎1)(中央棟・東棟)	2,928	S47年度	43年
39	有馬小学校	南部	直営	有馬小学校(校舎2)(西棟)	1,070	H6年度	21年
40			直営	有馬小学校(屋内運動場)	943	S54年度	36年
41			直営	門沢橋小学校(校舎1)(1棟)	2,262	S49年度	41年
42	門沢橋小学校	南部	直営	門沢橋小学校(校舎2)(2棟)	1,160	S54年度	36年
43			直営	門沢橋小学校(屋内運動場)	739	S53年度	37年
44			直営	社家小学校(校舎1)(本館)	2,551	S52年度	38年
45	社家小学校	南部	直営	社家小学校(校舎2)(新館)	1,194	H7年度	20年
46			直営	社家小学校(屋内運動場)	700	S53年度	37年
47			直営	杉久保小学校(校舎1)(管理教室棟・東側校舎)	2,300	S55年度	35年
48	杉久保小学校	南部	直営	杉久保小学校(校舎2)(普通教室棟・中央校舎)	1,621	S55年度	35年
49			直営	杉久保小学校(校舎3)(普通教室棟・西側校舎)	1,449	S57年度	33年
50			直営	杉久保小学校(屋内運動場)	733	S54年度	36年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					73,869		31.2%

NO	施設名	施設名	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1			直営	柏ヶ谷中学校(校舎1)(西棟)	1,832	S53年度	37年
2	柏ヶ谷中学校	北部	直営	柏ヶ谷中学校(校舎2)(北棟)	2,636	S53年度	37年
3			直営	柏ヶ谷中学校(校舎3)(南棟)	1,600	H3年度	24年
4			直営	柏ヶ谷中学校(屋内運動場)	826	S54年度	36年
5			直営	今泉中学校(校舎1)(A棟)	2,835	S58年度	32年
6	今泉中学校	北部	直営	今泉中学校(校舎2)(B棟)	1,112	S58年度	32年
7			直営	今泉中学校(校舎3)(C棟)	1,504	S58年度	32年
8			直営	今泉中学校(屋内運動場)	1,101	S59年度	31年
9			直営	海西中学校(校舎1)(1棟西側)	3,009	S49年度	41年
10	海西中学校	海西	直営	海西中学校(校舎2)(1棟東側)	155	S49年度	41年
11			直営	海西中学校(校舎3)(2棟東側)	2,182	S55年度	35年
12			直営	海西中学校(校舎4)(2棟西側)	255	H3年度	24年
13			直営	海西中学校(屋内運動場)	823	S51年度	39年
14			直営	海老名中学校(校舎1)(1棟西側)	905	S43年度	47年
15	海老名中学校	国分	直営	海老名中学校(校舎2)(1棟東側)	1,000	S44年度	46年
16			直営	海老名中学校(校舎3)(2棟西側)	1,527	S45年度	45年
17			直営	海老名中学校(校舎4)(2棟東側)	731	S46年度	44年
18			直営	海老名中学校(校舎5)(3棟)	2,600	S47年度	43年
19			直営	海老名中学校(屋内運動場)	1,211	S58年度	32年
20	大谷中学校	大谷	直営	大谷中学校(校舎1)(西棟)	1,363	S55年度	35年
21			直営	大谷中学校(校舎2)(中央棟)	2,587	S55年度	35年
22			直営	大谷中学校(校舎3)(東棟)	1,741	S55年度	35年
23			直営	大谷中学校(屋内運動場)	818	S55年度	35年
24			直営	有馬中学校(校舎1)(A棟・中央)	2,739	S45年度	45年
25	有馬中学校	南部	直営	有馬中学校(校舎2)(B棟・東側)	1,390	S53年度	37年
26			直営	有馬中学校(校舎3)(C棟・西側)	1,767	H4年度	23年
27			直営	有馬中学校(屋内運動場)	944	S50年度	40年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					41,193		17.4%

【概要】

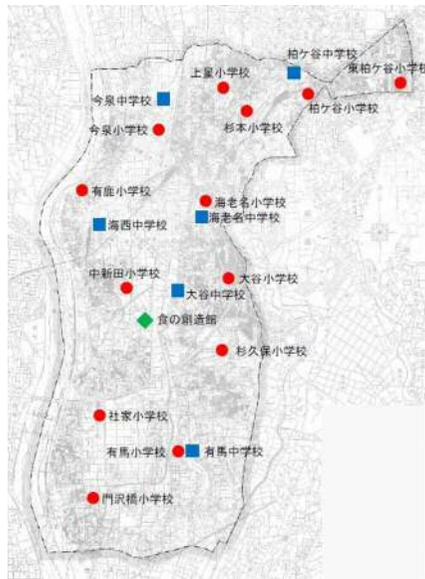
- 建設から30年、40年以上が経過している建物が多いが、他の施設分類に優先して、「老朽化対策工事」や「リニューアル工事」が実施されているほか、老朽化に対応して建替え済みの建物も複数ある
- 本市では、小中学校のプールは施設として廃止され、水泳の授業は市内の温水プールで実施されている

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの建物が30年以上である。40年以上経過した建物も延床面積の30%以上を占めている 30年以上経過した建物については、何らかの老朽化対策工事が行われているが、リニューアル工事が実施されている建物は限られている 古い建物は50年近く経過しており、概ね10年後から更新が本格化することになる
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 教育基本法第5条において、「義務教育の機会を保障」することに責任を有すると規定（学校の設置そのものは規定していない） 学校教育法第5条により、「学校の設置者は、その設置する学校を管理」することが規定され、公立学校の業務を包括委託することは困難

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 学校別に見ると、3つの小学校（今泉、有馬、有馬）で児童数が減少傾向にあるが、いずれも地域が異なる。一方、海老名中学校は生徒数が増加傾向にある 一人あたりの施設面積を見ると、概ね10㎡を超えているが、7校で一桁に留まっており、最も少ない学校は8.0㎡となっている 学級数は、海老名小学校のみ30クラスで突出しており、他は14～22クラスに収まっている。海老名小学校では、体育館の利用コマ数が不足する状況も出てきている 児童数、生徒数はおおむね横ばいで推移しているが、学級数は若干増加している
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 年少人口が、海西地域は約10%の増加、大谷地域は約20%の減少が見込まれる 総合計画の事業として「少人数指導」の推進が挙げられている
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> 私立の小中学校はあるが、独自の方針に基づき広域的に児童生徒を受け入れており、保護者による学費等の経済的負担も大きくなる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 特別教室の地域開放は、余裕教室があり、機械警備を他の校舎から切り離して操作・設定できる場合に実施している。なお、利用がゼロ件の学校もある
- 体育館は、学校ごとの登録団体のみ利用可能。年4回の日程調整会議で利用スケジュールを決定しており、平日夜の利用が多い
- 地域開放時の施設や事後確認等の管理はシルバー人材センターに委託している
- 東柏ヶ谷小学校はグラウンドが狭く、隣接する綾瀬市の北の台小学校のグラウンドを借りて運動会を開催した実績がある
- 海老名中と海老名小は、校区が1対1対応に近く、学校も隣接している
- 有馬中と有馬小も隣接している。なお、校区は有馬小、門沢橋小、社会小で構成されている
- スポーツ施設の体育館との共用化を考える場合、北部体育館には杉本小が隣接しており、ピナスポには海西中学校が近い
- 「えびな型のコミュニティ・スクール」を推進しており、学校運営委員会に学校開放の運営を委ねることも考えられる
- 学童クラブはすべて民間で実施している

2. 現状や課題のまとめ

- 年少人口の減少は緩やかであり、学校の統廃合には至らないと見込まれている。但し、海西地域では増加が見込まれるほか、海老名小が大規模校化しているなど地域差がある
- 建物の整備時期が集中しており、更新時期についても集中が見込まれる
- えびな型コミュニティ・スクールを推進しているほか、一部の学校であるが、特別教室等の地域開放を行っている。また、総合計画において、学校図書館の地域開放について研究する方針が示されている
- 市の中でも大規模な敷地や建物を有している公共施設であり、様々な形で活用できるポテンシャルがある
- 文部科学省において、学校施設の複合化と高層化に関する検討が行われている。また、同省は余裕教室等の他用途への転換による有効活用についても推奨しており、参考となる事例集についても公表している
- 文部科学省の資料において、幼保と小学校の連携、小中一貫や小中連携、中高一貫など学校間の連携や、地域施設との複合化について、教育の質を高めるといった観点から有効な取り組みとの考えも示されている

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・更新時期を分散	建物の整備時期が集中しているため、改修の工夫等により更新時期を分散させながら適正規模で更新する
地域開放の推進	教室や図書室等の有効活用を図るとともに、地域連携による開放施設の運営について検討する
地域拠点施設としての機能集約、地域連携を検討	市民の利便性向上とコミュニティ活性化のため、建物の更新に合わせて学校に地域利用施設（コミュニティ施設、子育て施設、高齢者施設等）の敷地への集約や複合化を検討する
民間を活用した集約・複合化について研究	敷地規模が大きく多様なサービスを集約する可能性もあるため、民間事業者との連携や用地の高度利用等も含めた、民間活用の可能性について研究する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 学区見直しにより施設規模に見合った学級数に再編 建物の耐用年数から更新時期が迫っている学校もあるので、建物の長寿命化や地域施設拠点としての複合施設化、統廃合、転用も含め、再整備計画を策定 先行して再整備を進める学校について事業を実施 地域開放施設の今後のあり方について検討 地域拠点施設のあり方については、市民も含めた検討 小中一貫校、県立高校等との連携など、新たなニーズ対応に向けた研究に着手する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒推計に基づき、計画の更新を実施（特に統廃合や転用） 更新時期の平準化に配慮し、先行して再整備を進める学校について、事業の構想・計画を具体化
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒推計に基づき、計画の更新を実施（特に統廃合や転用） 必要な学校について、順次、事業の構想・計画を具体化

【分類3】	学校教育施設	中分類	その他
		小分類	食の創造館

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	施設名	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	食の創造館	海西	直営	食の創造館	3,484	H24年度	3年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					3,484	1.5%	

【概要】

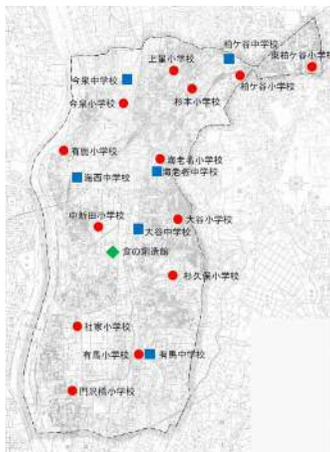
- 給食センターを再編して整備した施設であり、学校給食の調理・配食だけでなく、会議室及び調理実習室を備え、食育教育の推進拠点としても位置付けられている
- 災害時には避難所向けの給食(3,000食)を供給する計画となっている

老朽化の状況	・平成24年度に整備され、築3年と新しい施設
法令上の扱い	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条にいう教育機関に該当し、「必要な教育機関を設置することができる」とされている

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 市内の小学校のうち、東柏ヶ谷小学校を除く12校の給食を調理・配食している(センターの調理能力が8,000食で、対象児童数が約7,400人) 幼稚園へのランチ提供(曜日限定)や、高齢者施設のイベント等の給食提供も実施 会議室と調理実習室は、給食センターの見学会に際しての利用がほとんどであり、一般の有料利用は年間数件にとどまっている
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間で、5歳~14歳人口(人口ピジョン)は減少傾向にあるものの、減少幅は小さいと見込まれている[11,336人(2015年)⇒11,040人(2025年)] 高齢化の進行に伴い、高齢者向けの配食サービスのニーズは高まる可能性がある
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> 市内の中学校では、希望者を対象として、民間事業者が調理した弁当を届けるデリバリー方式で給食を提供している

(3) 配置状況



(4) その他情報

- H27年度から指定管理者制度を導入しており、自主事業等による会議室等の利用拡大が期待されている
- 少子化が進んだ場合、所管課では高齢者向けの配食サービスを拡大することを想定している

2. 現状や課題のまとめ

- 給食センターを再編整備した施設であり、建物は築3年と新しく、調理能力の9割以上を發揮している
- 小学校13校のうち、自校方式の給食調理場が設置されている東柏ヶ谷小学校を除く12校が対象
- 曜日は限定されているが、小学校以外に幼稚園及び高齢者施設にもランチを提供している
- 市内の中学校では、希望者を対象として、民間事業者が調理した弁当を届けるデリバリー方式で給食を提供
- 当初、調理・配送等の業務委託だったが、H27年8月より指定管理者制度に移行している
- 会議室と調理実習室を備えているが、給食センター見学会に際しての利用がほとんどであり、一般の有料利用は年数件に限られている

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	・現在の建物を適切に維持管理して継続利用する
貸室の利用促進を図る	・建物が新しいことから、貸室についてPRし、近隣の地域コミュニティ施設の貸室予約と連携して利用促進を図る
給食の拡大について検討	<ul style="list-style-type: none"> 現状で指定管理者制度を導入し、曜日を限って保育園や高齢者施設にもランチを提供している 調理能力を最大限に活用するため、給食を提供する対象施設の拡大や、ランチ以外の給食提供などの取組みについて検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の地域コミュニティ施設(中新田、大谷、杉久保、社家)と連携した貸室利用促進の方策について検討 調理能力の有効活用方策を検討 調理能力の有効活用方策の検討結果を踏まえ、将来の給食のあり方について検討 給食のあり方についての検討結果を踏まえ、適宜取り組みを実施
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 給食提供のあり方について検討(自校方式かセンター方式) 検討結果に基づき、事業の構想・計画を具体化
超長期 (40年以上)	・-

【分類4】	地域コミュニティ施設	中分類	地域活動施設
		小分類	えびな市民活動センター（ピナレッジ）

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	えびな市民活動センター	海西	指定管理者	えびな市民活動センター(ピナレッジ)	2,960	H24年度	3年
2			指定管理者	えびな市民活動センター(ピナスポ)	5,009	H26年度	1年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					7,969		3.4%

〔概要〕

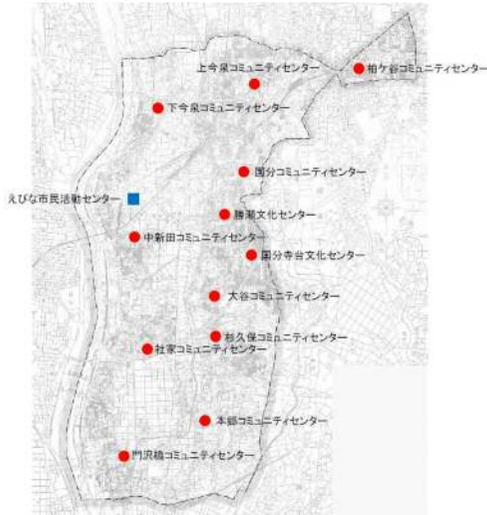
- 「えびな市民活動センター」は、青少年会館と給食センターの跡地に設置された、青少年会館・中央公民館・市民活動サポートセンターの機能を統合した施設であり、「ピナレッジ（交流館）」と「ピナスポ（レクリエーション館）」の2施設で構成され、いずれも指定管理者制度が適用されている（※以降は「ピナレッジ」について記述する）
- ホール、会議室、和室、調理室、実習室を備え、個人・団体のいずれも利用可能である

老朽化の状況	・ 築3年と新しく、更新は概ね60年後になる
法令上の扱い	・ 施設整備についての法令における規定はない

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 年間73,000人、1日あたり200人程度の利用がある 稼働率が30%を下回る貸室が多い軽スポーツ等で体育館的な利用が多く、会議室としての利用が少なく、多目的室の人気の高いコミュニティセンターや文化センターと基本的な傾向は共通している
今後の見込み	・ 周辺で人口増加が見込まれるため、利用者も増加する可能性がある
民間による代替	・ 民間の貸会議室や音楽スタジオ、キッチンスタジオ等はあるが、料金負担が大きくなる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- ・ 市民活動を主目的としているが、活動内容について特に制限はない
- ・ 市外居住者も登録すれば利用可能
- ・ 合唱や音楽の練習場として防音室の人气が高く、予約が取れない場合は、同様の部屋がある文化会館を案内することもある
- ・ 料金が安い小規模な部屋の人気も高い
- ・ コミュニティセンター及び文化センターと類似する部屋も多いが、ピナスポは有料で、コミセン等は無料という違いがある。
- ・ ピナレッジ、ピナスポ、スポーツ施設は県の公共施設予約システムを利用している

2. 現状や課題のまとめ

- ・ 築3年で建物が新しく、利用者は一定の水準にあるが、稼働率は30%を下回る貸室が多い
- ・ 防音室の人气が高く、予約が取れない場合は、同様の部屋がある文化会館を案内することもある
- ・ 貸室の利用目的を見ると、軽スポーツ等による利用が多く、多目的室の人気の高いコミュニティセンターや文化センターと基本的な傾向は共通している
- ・ 同様の貸室を提供する施設が近くにある（中新田コミセン、下今泉コミセン、文化会館、市民ギャラリー等）
- ・ ピナレッジの貸室は有料であり、利用者登録をすれば市民以外も利用できる
- ・ 開設当初から指定管理者制度を導入している

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	・ 建物が新しいことから、現在の建物を適切に維持管理する
類似施設の機能の一部集約を検討	・ 設置目的は異なるが、機能が類似する施設（コミュニティセンター、文化会館等）が先行して大規模改修や更新時期を迎えるため、それら施設の機能の一部集約を検討する
民間活用の拡大について検討	・ 現状で指定管理者制度を導入しており、利用増につながる自主事業の拡大や民間の役割見直しについて検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な利用実態の把握・調査の実施 ・ 周辺の中新田コミセンや下今泉コミセンと連携した会議室等の有効活用方策を検討 ・ 文化会館や市民ギャラリーと連携したホール等の有効活用方策を検討 ・ 類似施設と連携した有効活用方策の具体化、実施 ・ 稼働率向上に向けた、指定管理者の自主事業等の拡大 ・ 民間の役割を拡大した事業方式の研究
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の役割を拡大した事業方式について検討 ・ 民間の役割を拡大した事業方式の検討結果に沿って、適宜具体化
超長期 (40年以上)	・ -

【分類4】	地域コミュニティ施設	中分類	地域活動施設
		小分類	えびな市民活動センター（ピナスポ）

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	えびな市民活動センター	海西	指定管理者	えびな市民活動センター(ピナレッジ)	2,960	H24年度	3年
2			指定管理者	えびな市民活動センター(ピナスポ)	5,009	H26年度	1年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					7,969		3.4%

〔概要〕

- 「えびな市民活動センター」は、青少年会館と給食センターの跡地に設置された、青少年会館・中央公民館・市民活動サポートセンターの機能を統合した施設であり、「ピナレッジ（交流館）」と「ピナスポ（レクリエーション館）」の2施設で構成され、いずれも指定管理者制度が適用されている（※以降は「ピナスポ」について記述する）
- 多目的室（体育館）、レクリエーションルーム（ダンススタジオ）、トレーニングルーム、温水プールを備え、個人・団体のいずれも利用可能である

老朽化の状況	・ 築1年と新しく、更新は概ね60年後になる
法令上の扱い	・ スポーツ基本法で「施設整備等に努めなければならない」と規定している

(2) 利用状況

利用の実績	・ 開設初年度は、5か月間で7万8千人以上の利用があった ・ 多目的室（体育館）、レクリエーションルームは稼働率が50%を超えている
今後の見込み	・ 周辺で人口増加が見込まれるため、利用者も増加する可能性がある
民間による代替	・ 民間でプールやトレーニングルーム、ダンススタジオのほか、体育館（バスケットコート）をレンタルしている事例もあるが、料金負担が大きくなる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- ・ 土日は稼働率が高く、平日午後は空いている
- ・ 個人利用は約6割が高齢者であり、施設周辺に住む人の利用が多い
- ・ 健康増進を主目的としているため、プールが競技向けではなく、ウォーキングやリラクゼーション向けになっている
- ・ 料金設定を安価に抑えているため、市の持ち出しが発生している
- ・ ピナレッジ、ピナスポ、スポーツ施設は県の公共施設予約システムを利用しており、同システムでは、ピナスポもスポーツ施設に分類されている

2. 現状や課題のまとめ

- ・ 築1年で建物に問題はなく、初年度の5か月間で7万8千人以上の利用があった
- ・ 多目的室（体育館）、レクリエーションルームは稼働率で見ても50%を超えている
- ・ トレーニングルームと温水プールの利用者の一部は、総合体育館及び北部体育館の利用者からシフトした可能性があるが、両施設の利用者数のデータには明確に表れていない
- ・ 多目的室（体育館）は、総合体育館及び北部体育館のほか、学校の体育館とも機能が共通であるが、ピナスポの多目的室（体育館）は、市内スポーツ団体による利用調整の対象とはなっていない
- ・ 公共施設予約システムの中では、ピナスポはスポーツ施設の一つとして分類されており、利用者から見れば同様の認識であると考えられる
- ・ 他自治体における、競技よりも健康づくりを主目的とする体育館や温水プールの整備事例を見ると、学校との共用施設として地域開放している事例や、高齢者福祉施設との複合施設として整備している事例がある

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	・ 建物が新しいことから、現在の建物を適切に維持管理する
類似施設の機能の一部集約を検討	・ 設置目的は異なるが、機能が類似する施設（体育館、温水プール、学校体育館）が先行して大規模改修や更新時期を迎えるため、それら施設の機能の一部集約を検討する
民間活用拡大について検討	・ 現状で指定管理者制度を導入しており、利用増につながる自主事業の拡大や民間の役割見直しについて検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な利用実態の把握・調査の実施 ・ 類似施設と連携した有効活用方策を検討 ・ 類似施設と連携した有効活用方策の具体化、実施 ・ 民間の役割を拡大した事業方式の研究
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の役割を拡大した事業方式について検討 ・ 民間の役割を拡大した事業方式の検討結果に沿って、適宜具体化
超長期 (40年以上)	・ -

【分類4】	地域コミュニティ施設	中分類	地域活動施設
		小分類	コミュニティセンター（10施設） 文化センター（2施設）

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	柏ヶ谷コミュニティセンター	東柏ヶ谷	委託	柏ヶ谷コミュニティセンター	1,456	S61年度	29年
2	上今泉コミュニティセンター	北部	委託	上今泉コミュニティセンター	1,120	H3年度	24年
3	中新田コミュニティセンター	海西	委託	中新田コミュニティセンター	1,179	S63年度	27年
4	下今泉コミュニティセンター	海西	委託	下今泉コミュニティセンター	1,275	H8年度	19年
5	国分コミュニティセンター	国分	委託	国分コミュニティセンター	1,377	H4年度	23年
6	大谷コミュニティセンター	大谷	委託	大谷コミュニティセンター	1,174	S63年度	27年
7	杉久保コミュニティセンター	南部	委託	杉久保コミュニティセンター	1,158	H5年度	22年
8	本郷コミュニティセンター	南部	委託	本郷コミュニティセンター	1,179	H6年度	21年
9	門沢橋コミュニティセンター	南部	委託	門沢橋コミュニティセンター	1,285	H6年度	21年
10	社家コミュニティセンター	南部	委託	社家コミュニティセンター	1,360	H7年度	20年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					12,562	5.3%	
NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	勝瀬文化センター	国分	委託	勝瀬文化センター	703	H2年度	25年
2	国分寺台文化センター	大谷	委託	国分寺台文化センター	599	H10年度	17年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					1,302	0.6%	

〔概要〕

- 各館は、地域住民が以下に示す活動の場として利用することを目的として整備されている
 - 学習、レクリエーション、サークル活動及び軽スポーツ
 - 講習会、研究会、展示会その他各種集会
 - 児童の健全な育成に寄与する活動
 - 地域住民の自主的な活動と相互の交流活動
 - 市が行う社会教育活動等
- 2つの「文化センター」は、各地域に配置された「コミュニティセンター」を補完する施設としての位置づけで整備されている（所管課ヒアリングによる）
- 地域の運営委員会（ボランティア）により自主運営されており、利用条件や予約方法等も異なる
- 全施設が災害時の避難所として指定されている

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> 全て30年未満で、概ねの更新時期は30～40年後 25年以上経過した5施設についてリニューアル工事を実施しており、他分野の施設と比べて、大規模改修が計画的に行われている
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動及びコミュニティセンターの整備について、法令上の規定はない

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数、来館者数は施設によって差があり、市域の北部（上今泉）や北東部（国分）で多く、中央東側（大谷、勝瀬、国分寺台）と南東部（本郷）で少ない 利用者数、来館者数を3か年の傾向で見ると概ね横ばいで推移しているが、柏ヶ谷コミュニティセンターについては増加傾向が見られる 貸室の種類によって稼働率に差があり、会議室、実習室、調理室、和室等は、全般に稼働率が30%未満で低迷している。レク室、集会室、音楽室は相対的に高稼働で70%程度となっている
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 地域によって人口動向に差があり、人口増が見込まれる北部や北東部と、他の地域よりも人口減少や高齢化の進行が見込まれる大谷地区で、市民ニーズの違いが大きくなる可能性もある
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> 民間等が提供する、無料または安価で利用できる貸室はない

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 音楽室の無い施設では防音室の整備について要望が多い
- 学習室の利用が少なく、貸室としての活用を望む声もある
- 未改修の施設は、空調等設備の不具合が発生している
- 高所に設置された水銀灯の確認に足場設置が必要など、建物のつくり維持管理が考慮されていない
- 施設の運営に関して、自主運営継続の是非について検討する予定である。また、現在使用料の徴収はないが、有料化も検討課題である
- 「社会教育施設」ではなく「学習等供用施設」と位置づけ、建設やリニューアル工事に防衛補助を活用していることから、工事から10年間は転用や譲渡ができない点に留意が必要である

2. 現状や課題のまとめ

- 全体として一定の利用があり、建物の大規模改修も行われていることから、短期的に大幅な見直しが求められる状況ではない。但し、貸室の種類によって稼働率に大幅な差があり、施設全体で同様の傾向を示していることから、提供する貸室の種類や数については見直しを検討する余地がある
- 貸室については、コミュニティセンター及び文化センターだけでなく、小中学校やスポーツ施設など他分類の施設でも提供されている。また、一部の学校では特別教室等を地域開放しており、公共施設全体として利用向上に向けた検討が必要と考えられる
- コミュニティセンター及び文化センターの貸室は無料で利用できるが、他分類の施設の貸室では使用料が設定されており、すべての施設で統一した考え方で料金設定を行う方針が示されている
- コミュニティセンター及び文化センターと小学校は施設数が概ね一致しているほか、どちらもすべての施設が災害時の避難所に指定されており、いずれも地域の拠点となる施設となっている
- 他自治体における地域コミュニティ施設の整備事例を見ると、学校や出張所、学童クラブ等の地域で利用される施設との複合化を行っている事例も複数ある

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・改修時に貸室の再編を実施	• 当面は現状の施設を継続利用するが、稼働率の向上を図るため、ニーズが高い多目的室等への改修や、他施設も含めた貸室数の調整を図る
更新時に地域の拠点施設への集約・複合化を検討	• 市民の利便性向上とコミュニティ活性化のため、建物の更新に合わせて学校や子育て、高齢者施設等の地域における拠点的な施設への集約・複合化を図る
『海老名市公共施設使用料等に関する基本方針』に準じた料金設定について検討	• 現在は無料で利用するため、策定済みの『海老名市公共施設使用料等に関する基本方針』に準じ、他施設の利用料金との整合を図る
他施設も含めた利用の一元管理について検討	• 利用者の利便性を高めるため、貸室の空き状況の把握や予約を、公共施設全体で一元的に実施する仕組みを検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 基本方針に沿った使用料及び減免制度の検討 • 貸室の機能別のニーズ把握、貸室構成の変更について検討 • 地域拠点施設としての学校や子育て、高齢者施設等の集約化について、市民も含めた検討に着手 • 検討結果を踏まえ、ニーズの高い貸室構成への改修や、地域拠点施設への集約化等の構想・計画を策定
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 構想・計画に沿った大規模改修、更新等の取り組みを適宜実施
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> • 構想・計画に沿った大規模改修、更新等の取り組みを適宜実施

【分類5】	教育施設	中分類	文化財施設
		小分類	4 施設

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	歴史資料収蔵館	海西	直営	歴史資料収蔵館	333	S45年度	45年
2	今福薬医門公園 文庫蔵	海西	直営	今福薬医門公園 文庫蔵	37	1847年	168年
3	温故館(郷土資料館)	国分	直営	温故館(郷土資料館)	423	H22年度	5年
4	文化財収蔵庫	国分	直営	文化財収蔵庫	318	H5年度	22年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					1,111	0.5%	

※今福薬医門公園文庫蔵は、江戸時代の建物を保存・展示しているもの

【概要】

- 歴史資料収蔵館は、歴史資料や公文書を保管しており、元々は児童館として整備された建物を転用している
- 温故館(郷土資料館)の建物は旧村役場の建物を部分移築しており、歴史的建築物としての位置づけもある
- 文化財収蔵庫は、文化財として認定された出土品を保管している

老朽化の状況	歴史資料収蔵館は築45年だが、リニューアル工事を実施済み
法令上の扱い	文化財保護法の規定により、市が管理者として指定された文化財や、市が寄贈を受けた文化財の管理は、市の責任で実施しなければならない

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 展示物を公開している2施設について1日平均の利用者を見ると、歴史資料収蔵館：3.1人/日、温故館(郷土資料館)：24.9人/日となっている 企画展示や展示解説実施等のイベント時は来館が増える
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 文化財収蔵庫で管理する出土品は増加する一方で、展示の頻度が低いものは他施設のスペースも活用して保管している状況 出土品の文化財認定の取り消し、廃棄も制度的には可能だが、実際は難しい
民間による代替	市が管理者となっている文化財について管理責任がある

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 歴史資料収蔵館
 - 元の児童館として整備する際に地元から寄付を受けたため、地域開放用の厨房を有しているが利用されていない
- 温故館
 - 施設の用地は借地となっている
- 文化財収蔵庫
 - 土日祝には散策者の休憩所としても利用されている
- 分類共通
 - 施設警備を文化財施設で一括・長期契約として、コスト縮減を図っている

2. 現状や課題のまとめ

- 市が管理者となる文化財については、市の責任で管理を行う必要がある
- 市で管理すべき文化財は、埋蔵文化財を中心に今後も増え続けると見込まれる
- 歴史資料収蔵館と温故館は、文化財の管理・収蔵だけではなく、収蔵物の展示も行っているが、両施設とも入場者数は少ない
- 施設によって、管理する文化財の種類が異なる
- 文庫蔵は歴史的建造物で、建物そのものが文化財となっている
- 文化財収蔵庫は、児童館として整備された建物を転用して設置された施設である

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
転用や賃貸により管理・収蔵機能を維持	管理・収蔵機能は市民が直接利用するサービスではないため、建物の老朽化については、基本的に建物は新築せず、未利用建物の転用や民間建物の賃貸で対応する
他施設を活用して展示を実施	収蔵品の展示については、文化会館や民間商業施設等の集客しやすい場所を実施することを検討する
文庫蔵は文化財として保存	文庫蔵は建物が文化財であり、適正に管理し保存する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 他施設を活用した展示について検討、実施 文化財収蔵庫の機能を建物賃貸・未利用建物への移転により確保する方策を検討(地域利用の継続も含めた検討) 借地である温故館用地の買収について調整
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史資料収蔵館の更新について、他分野の施設における再編検討の状況も踏まえて、未利用建物の転用も含めた取り扱い方針を決定 歴史資料収蔵館の更新の実施
超長期 (40年以上)	・-

【分類5】	教育施設	中分類	図書館
		小分類	2施設

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	中央図書館	海西	指定管理者	中央図書館	3,629	S59年度	31年
2	有馬図書館	南部	指定管理者	有馬図書館	933	H6年度	21年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					4,562		1.9%

〔概要〕

- 中央図書館は平成 27 年 10 月にリニューアルオープンした
- 平成 26 年度から指定管理者を導入している

老朽化の状況	中央図書館が築 31 年だが、リニューアル工事実施済み
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 法律における規定は「設置することができる」 図書館の設置者は、「地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人」とされている（図書館法 第二条）

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館のリニューアル期間中は有馬図書館の利用が増えた 中央図書館のリニューアル工事を契機に、かしの台連絡所と海老名駅連絡所でも図書の貸出・返却の取次ぎを始め、海老名駅連絡所では 1 日に 100 件前後の利用がある 年間の来館者数は合計 38 万人（H26）、1 日あたり約 1,000 人
今後の見込み	総人口については、今後 10 年程度は増加を見込んでいる
民間による代替	同等の民間施設が無い

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 図書館のサービスは、「図書に触れる場を提供する」と「図書の貸出を行う」の 2 つに大別され、所管部署においては、「場の提供」機能について適切に評価する必要があるとの認識
- 有馬図書館は門沢橋コミュニティセンターと隣接しているため、コミュニティセンターの貸室を利用した自主事業の開催も可能
- 総合計画の施策として、学校の図書室を、図書館と連携して運営することが挙げられており、有馬図書館は、学校図書館支援センターとしての機能も有している
- 近隣市と広域利用協定を締結している
- 図書館法第 17 条により、入館料等の徴収は認められていない

2. 現状や課題のまとめ

- 中央図書館と有馬図書館の 2 館があり、指定管理者による管理運営が行われている
- 中央図書館が H27 年度にリニューアルオープンしたばかりであることから、現状についての評価・検証を十分に行うことが必要である
- 中央図書館のリニューアル工事中は有馬図書館の利用が増えるなど、市全体からの利用がある
- 周辺の自治体も図書館を有していることから、広域利用協定を締結して相互利用を認めている
- 総合計画の施策として、学校の図書室を、図書館と連携して運営することが挙げられており、有馬図書館は、学校図書館支援センターとしての機能も有している
- 図書館法において、入館料等の徴収は認められていない

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
中央図書館の検証を踏まえた民活のあり方検討	指定管理者制度を導入した中央図書館についての評価・検証を十分に行い、図書館に対する市の関わり方について方針を示す
図書館サービスのあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館のリニューアル直後であり、当面は現状の形でサービスを継続するが、学校図書館との連携も含めた図書館サービスのあり方について検討する 市南部地域の文化教養拠点である有馬図書館の機能強化を目指し、サービスの充実について検討する

(2) 実行計画

短期 (10 年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館の検証を踏まえた民活のあり方検討 学校図書館との連携も含めた図書館サービスのあり方について検討 有馬図書館のサービス充実について検討
中長期 (20 年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 図書館サービスのあり方に沿って、市で保有する図書館・図書室の整備方針（規模、数、配置等）を策定する
超長期 (40 年以上)	<ul style="list-style-type: none"> 図書館・図書室の整備方針に沿った整備・更新の実施

【分類5】	教育施設	中分類	その他
		小分類	教育支援センター

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	教育支援センター	海西	直営	教育支援センター	433	H26年度	1年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					433	0.2%	

〔概要〕

- 子どもの教育に関する相談や指導、不登校等に関する各種支援事業を実施する施設である
- かつては中央図書館内に併設されていたが、中央図書館のリニューアルに伴い平成 26 年度に現地に設置

老朽化の状況	• 建物は平成 26 年度に新設された
法令上の扱い	• 施設の設置について法令における規定なし

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 児童生徒とその保護者が潜在的な対象者であり、年間の来館者数は約 1,300 人 • 相談室は 5 室設置し、所管部署では 80%位は稼働していると認識している • 不登校の児童・生徒の教育支援教室（びなるーむ）は、通室の曜日や時間を個々に設定するため、毎日開いている
今後の見込み	• 年少人口は横ばいから減少の見込みだが、相談等に対応できる体制を確保して備えることが求められる
民間による代替	• 同等の民間施設が無い

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 「びなるーむ」の行事（調理実習、スポーツの日）は他の公共施設を利用して実施している
- 未就学児の療育施設（わかば会館）と連携しやすい場所にあることが望ましい（※現在は隣接している）
- 利用する児童・生徒は不登校、いじめ等の問題を抱えていることから、プライバシーへの配慮が必要

2. 現状や課題のまとめ

- 子育てや教育に関する相談対応や不登校の児童・生徒の支援教室等を実施している
- かつては中央図書館内に設置されていたが、平成 26 年度に新しい建物を整備して移転している
- 隣接するわかば会館で実施されている未就学児の療育とも連携を図っている

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	• 建物も新しく、隣接するわかば会館と連携した業務も実施していることから現地でサービスを継続する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者の利便性やサービスの質向上につながる、施設の配置や管理運営の在り方について検討する • 検討結果を踏まえた取組みを適宜実施する
中長期 (20年スパン)	• 関連施策や利用状況、建物状態等の変化に応じて、適宜実行計画を検討する
超長期 (40年以上)	• -

【分類6】	文化・スポーツ施設	中分類	スポーツ施設
		小分類	体育館、競技施設

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	海老名運動公園	南部	指定管理者	海老名運動公園総合体育館	9,466	S64年度	26年
2			指定管理者	海老名運動公園屋内プール	2,521	S64年度	26年
3			指定管理者	海老名運動公園野球場	2,142	S57年度	33年
4			指定管理者	海老名運動公園陸上競技場	1,319	H3年度	24年
5	北部公園	北部	指定管理者	北部公園体育館	4,706	H12年度	15年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					20,154		8.5%

〔概要〕

- 海老名運動公園、北部公園には庭球場もある。いずれも人工芝で計9面（6面、3面）

老朽化の状況	・30年以上経過した建物は運動公園野球場のみで、分類の延床面積全体の11%
法令上の扱い	・スポーツ基本法で「施設整備等に努めなければならない」と規定

(2) 利用状況

利用の実績	・稼働率は、体育室、弓道場は50～60%、少ない柔道場、剣道場でも40%以上ある ・付帯する会議室の稼働率は30%以下で、コミュニティ施設等の貸室と同等である
今後の見込み	・総人口は今後10年程度増加を見込むが、市民アンケートにおいてスポーツ施設を利用しているとの回答は限られている
民間による代替	・市内に民間の体育館はない ・民間のプールやジム、ダンススタジオ等の類似施設があるが、料金負担は大きくなる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 総合体育館
 - ・午前中は個人、夜間は団体による利用が多い
 - ・正確なデータはないが、市外利用も3割程度
 - ・ピナスポの整備により、トレーニング室とプール利用者の一部が流れたとの認識だが、利用者数のデータには明確に表れていない
- 北部公園体育館
 - ・学校のプールを全廃しており、水泳の授業を5～11月の午前中に実施
 - ・ピナスポ整備の影響は総合体育館と同様
- 共通事項
 - ・総合体育館と北部公園体育館は離れており、両施設の間にはピナスポが立地
 - ・スポーツ施設、ピナレッジ、ピナスポは県の公共施設予約システムを利用している
 - ・各種スポーツのルール改正で、既存の備品等で対応できない場合もある

2. 現状や課題のまとめ

- ・全般に一定の稼働率がある。建物を見ると築30年に近づく建物が複数あり、超えている建物も一つあることから、大規模改修等を的確に実施していくことが必要
- ・運動公園は複数の建物を有しており、用途（競技の種類）によって稼働率に差がある
- ・機能が類似するピナスポの整備により、トレーニング室とプールについては利用者の一部が流出した。しかし、体育室については、ピナスポは施設の位置づけが異なるため団体利用が認められておらず、特に影響はない
- ・市民利用だけでなく、市外からの利用も一定割合ある
- ・利用者登録は施設ごとに行うが、予約は県のシステムを利用しており、システムに登録されている他自治体の施設についても空き状況の把握や申し込み等ができる

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
[体育館等]継続利用・類似施設との機能再編を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・全般に稼働率が高いことから当面は継続利用する ・類似施設（ピナスポ、学校体育館）も含めた機能全体として、将来的に保有すべき施設量を見極める
[屋外運動施設]継続利用・広域化含むあり方を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場や野球場は相対的に稼働率が低いことから、周辺自治体との連携による広域化も含め、サービス提供のあり方を検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館等について、類似施設と連携して、空き時間の利用促進など既存施設の有効活用を図る方策を検討、実施する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館等について、類似施設との機能再編方針を策定する ・屋外競技施設について、周辺自治体との連携により、規模や機能の見直しを図る可能性を検討する
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検討結果を踏まえた施設整備計画を策定・実施する

【分類6】	文化スポーツ施設	中分類	スポーツ施設
		小分類	グラウンド

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	中野公園	南部	指定管理者 ※建物なし			-	
2	中野多目的広場	南部	指定管理者 ※建物なし			-	
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒							

【概要】

- 中野公園は人工芝グラウンド、中野多目的広場は河川敷のグラウンド（サッカー場、ラグビー場の2面）

老朽化の状況	・建物無し（※中野公園は、人工芝のメンテナンス必要）
法令上の扱い	・スポーツ基本法で「施設整備等に努めなければならない」と規定

(2) 利用状況

利用の実績	・平均利用者数・・・中野公園：3.7万人/年、中野多目的広場：1.3万人/年 ・両施設とも、土日祝の稼働率は高い
今後の見込み	・総人口については、今後10年程度は増加を見込んでいる
民間による代替	・市内に民間等が保有するグラウンドはない

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 中野公園
 - 人工芝で、市内サッカーチームの利用が多い
 - 土日祝や午後の利用が多く、平日午前の利用は少ない
- 中野多目的広場
 - 個人利用はできず、団体利用のみであり、体育協会の大会等の利用で土日祝は埋まっているが、平日の利用はほとんどない
- 共通事項
 - スポーツ施設全体を一括して、指定管理者制度が導入されている
 - 中野多目的広場については利用料が徴収されておらず、現時点では徴収の予定もない

2. 現状や課題のまとめ

- 土日祝日は概ね利用されているが、平日の利用は限られている
- 大規模改修や更新は発生しないが、中野公園の人工芝については更新を含むメンテナンスが必要である。
- 平成28年度に管理棟の整備を進めている

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・稼働率向上を図る	・指定管理者の自主事業の充実等による利用者の発掘や、利用者のオフピークへの誘導等により稼働率の向上を図る
スポーツ以外の利用を検討する	・利用の少ない平日等は、イベント会場や未就学児の遊び場としての開放など、スポーツ以外の利用について検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者との連携により、自主事業の充実等による空きの多い時間帯の利用者の発掘や、ピーク時の利用者をオフピークに誘導する方策を検討、実施する 利用の少ない平日等は、イベント会場や未就学児の遊び場としての開放など、スポーツ以外の利用について検討する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 関連施策や利用状況等の変化に応じて、適宜実行計画を検討する
超長期 (40年以上)	・-

【分類6】	文化・スポーツ施設	中分類	スポーツ施設
		小分類	庭球場（2施設）

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	下今泉庭球場	海西	指定管理者	下今泉庭球場・管理棟	61	S54年度	36年
2	今里庭球場	南部	指定管理者	今里庭球場・管理棟	84	H19年度	8年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					145		0.1%

〔概要〕

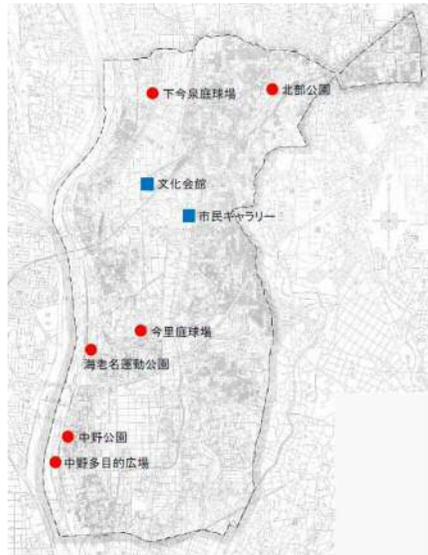
- 下今泉庭球場はクレー4面、今里庭球場は人工芝3面。海老名運動公園、北部公園にも人工芝で計9面（6面、3面）があり、合計すると人工芝は全12面となる
- 施設管理には指定管理者制度を導入している

老朽化の状況	・ 建物は小規模な管理棟程度
法令上の扱い	・ スポーツ基本法で「施設整備等に努めなければならない」と規定

(2) 利用状況

利用の実績	・ 休日について見れば、いずれの庭球場もほぼ100%稼働している。但し、下今泉庭球場は、クレーコートで利用が天候に左右されるため人気が無く、稼働率も低くなっている
今後の見込み	・ 総人口は今後10年程度増加を見込むが、市民アンケートによると、年1回以上の利用経験者は4.2%にとどまる
民間による代替	・ 市内に民間テニスクラブのコートもあるが、利用者の料金負担は大きくなる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 下今泉庭球場
 - ・ クレーコートで雨の影響を受けやすいため人気が無く、平日は稼働が少ない。但し、土日祝については高稼働
- 今里庭球場
 - ・ 人工芝で雨の影響を受けにくいため人気が高く、平日も含めて利用が多く稼働
 - ・ 人工芝の今里庭球場は、クレーの下今泉庭球場よりも料金を高く設定している
 - ・ 人工芝の状態が悪く、張替えを検討している

2. 現状や課題のまとめ

- ・ 土日祝はほぼ100%稼働している。平日についてみると、人工芝コートは人気があり稼働率も高いが、クレーコートは天候にも左右されるため人気がなく稼働率は低い
- ・ 稼働率は高いが、市民アンケートによると利用したことがある人は4.2パーセントにとどまり、市民全体から見れば利用者は限られていると考えられる
- ・ 現在、指定管理者を導入して管理運営が行われている。なお、民間のテニスクラブでもコートの貸し出しを行っており、市内にも民間施設があるが、公共施設の使用料は低額に設定されている
- ・ 建物は管理など小規模なもので、整備や維持管理に必要な額は大きくないが、人工芝コートは劣化に対応して交換するなどメンテナンスが必要である

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・民間活用の拡大を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土日祝の利用はほぼ100%であり、当面は現状のコート数は維持する ・ 有料施設で利用者が限られることから、民間の役割拡大を検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の運営権を付与するなど、民間の役割を大幅に拡大することにより、税金の投入を縮減する方策を検討する ・ 民間活用の拡大に関する検討結果を踏まえ、適宜取り組みを具体化する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間活用の拡大に関する検討結果を踏まえ、適宜取り組みを具体化する
超長期 (40年以上)	・ -

【分類6】	文化スポーツ施設	中分類	文化施設
		小分類	文化会館

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	文化会館	海西	指定管理者	文化会館(大ホール棟)	5,812	S54年度	36年
2			指定管理者	文化会館(小ホール棟)	3,368	H7年度	20年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					9,200		3.9%

〔概要〕

- 文化会館は、大ホール、小ホール、120 サロンの他、練習室・会議室等、計 25 の貸室を備えており、文化ホールと中央公民館を集約した施設と位置づけられる

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> 大ホール棟は築 36 年で、建物本体を中心に耐震化等の改修を行っているが、電機や舞台等の機械設備の更新が今後必要
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に、「区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努める」とされている 施設の整備そのものについて法令における規定はない

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 文化会館の主要施設である、大ホール、小ホール、120 サロンはいずれも稼働率が 80%以上で利用が多く、他の貸室についても、ホール使用時の控室としての利用のほか、リハーサルや練習で一体的に利用される場合も多く、稼働率が高い コミュニティ施設等と同様に、実習室（調理室、創造室）や会議室の稼働率は低い 平均入場者数（概算）：17.6 万人/年、3,000 人/週、480 人/日
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 総人口については、今後 10 年程度は増加を見込んでいる 海老名駅西側の開発で人口が増えれば、市民サークルも増加することが見込まれる
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> 民間ホールは使用料が高く、市内にも立地していない

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 小ホールは音響の評価が高く人気がある
- 市民サークルによる諸室利用は、毎週、毎月など定期的な利用が多い
- 楽器の練習など音が発生する利用が増えているが、防音室が限られている
- ダンス等で利用が多い、鏡とピアノのある部屋が不足している
- 所管課では、駅から徒歩圏であることが、利用につながっていると認識
- 調理室の利用は少ないが、所管部署としては、避難所（海老名駅滞留者の一時滞在所）として利用するために必要との認識

2. 現状や課題のまとめ

- 大ホール棟は築 36 年で、建物本体を中心に耐震化等の改修を行っているが、電機や舞台等の機械設備の更新が今後必要
- ホール等の稼働率が 80%以上となっているほか、練習室、会議室等の諸室についても、控室等でホールと一体的に利用されるケースも多くあることから稼働率が高い
- 諸室については、コミュニティセンター等と同様に、音楽に利用する防音室や、ダンス等ができる
- 公演等の内容によっては市外からも集客があり、特に、小ホールは音響の評価が高く人気がある
- 周辺自治体も同様の文化ホールを有している
- 海老名駅の徒歩圏で、市内でも大型の公共施設である中央図書館、総合福祉会館と隣接している

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・広域化を含む施設のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> 諸室も含めて稼働率が一定の水準にあることから継続利用 更新時期には、周辺の自治体との連携による広域化も含め、施設のあり方を検討する
民間活用の拡大について検討	<ul style="list-style-type: none"> 現状で指定管理者制度を導入しており、利用者や市のメリットにつながる民活拡大の取り組みについて検討する
隣接する大規模施設との連携による効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する文化会館、中央図書館、総合福祉会館の連携による管理運営コストの削減を、今以上に推進する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理を適宜実施 隣接する文化会館、中央図書館、総合福祉会館の連携による、新たな管理運営コストの削減方策を検討する 利用者や市のメリットにつながる民活拡大の取り組みについて検討する 各種検討を踏まえた取り組みについて適宜実施する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 各種検討を踏まえた取り組みについて適宜実施する 周辺自治体との連携による広域化も視野に入れ、規模や機能の見直しを図る可能性を検討する 施設の魅力向上につながる複合化のあり方について検討する
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> -

【分類6】	文化スポーツ施設	中分類	文化施設
		小分類	市民ギャラリー

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	市民ギャラリー	国分	指定管理者	市民ギャラリー	700	H7年度	20年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					700	0.3%	

〔概要〕

- 市民ギャラリーは、第1展示室、第2展示室からなる
- もともと旧庁舎の用地の一部で、売却時の契約に沿って区分所有権を設定して整備された施設

老朽化の状況	・ 築20年で、概ね10年後に大規模改修の必要性が高まる
法令上の扱い	・ 施設の整備について、法令における規定はない

(2) 利用状況

利用の実績	・ 面積が小さく料金も安い第2展示室の稼働率が高くなっている（1日1コマ換算で、第1展示室：41%、第2展示室：58%） ・ 平均入場者数：2.9万人/年、560人/週、80人/日
今後の見込み	・ 総人口については、今後10年程度は増加を見込む
民間による代替	・ 民間のギャラリーや展示施設もあるが使用料は高くなる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 駅からのアクセスは良いが、利用者の入れ替わりが少なく、集客力のある展示が行われていないため来場者は少ない
- 展示物等を搬入する際の駐車スペースが無く、大型の展示物が搬入しにくい
- 稼働時しか電気や水道を使用しないが、区分所有であることから、面積見合いの管理費を負担しており、実質よりも割高になっている
- 文化会館と一体で指定管理者制度を適用しているが、場所が離れているため管理がしにくい

2. 現状や課題のまとめ

- 駅からのアクセスは良いが、利用者の入れ替わりが少なく、集客力のある展示が行われていないため来場者は少ない
- 展示やイベントは、本庁舎のロビーやピナレッジのフリースペース・ホール等でも実施されている
- 施設の稼働時しか電気や水道を使用しないが、ホテルやオフィスと一体的に整備された建物の一部を区分所有しており、面積見合いの管理費を負担していることから、実質よりも割高になっている

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
ギャラリーのあり方を検討	・ 一定の利用は有っても集客のあるイベントは少なく、来場者は多くないことから、文化施設の一つとしてのギャラリーの位置づけやあり方について検討する
既存建物の有効活用	・ 現在のギャラリーは、旧庁舎の用地活用を発端として整備された経緯があることから、あり方検討に際しては、現地での存続にこだわらず、現在の建物を有効活用することも検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ギャラリーの位置づけや今後のあり方について検討する 現在の建物を、他用途への転用や処分等により有効活用する可能性について検討する 各種検討を踏まえた取組みを、適宜実施する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 各種検討を踏まえた取組みを、適宜実施する
超長期 (40年以上)	・ -

【分類7】	保健医療福祉施設	中分類	保健医療施設
		小分類	医療センター

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	医療センター	海西	指定管理者	医療センター	1,399	H7年度	20年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					1,399		0.6%

【概要】

- 医師会が指定管理者として運営する休日・夜間の急患診療所（内科）が設置されているほか、医師会が自主事業として運営している検査センター、包括支援センター、訪問看護ステーション等も設置されている
- 平成 23 年の東日本大震災以降、「災害時医療コントロールセンター」の機能が付加され、広域災害時に海老名市医師会が市内 3 病院と協力して医療活動を行う拠点施設として位置づけられている

老朽化の状況	・ 築 20 年だが、平成 24 年度に大規模改修を実施している
法令上の扱い	・ 医療法に基づき、神奈川県では初期救急医療（一次救急）を市町村単位で実施

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 急患診療所（内科）の受診者数（平成 26 年度） <ul style="list-style-type: none"> …平日夜間：4.7 人/日、休日昼間：29.0 人/日、休日夜間：8.5 人/日 急患診療所は年間を通して平均的な稼働があるが、インフルエンザなどの感染症流行期については、1 日平均 200 人前後の受診がある場合もある
今後の見込み	・ 総人口については、今後 10 年程度は増加を見込む
民間による代替	・ 市町村の 1 次救急体制については「在宅当番医制度」で対応することも考えられるが、全国的に見ると「急患診療所」の設置で対応する自治体が増加傾向にある

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 急患診療室の利用者の駐車場を確保できることが必要
- 東日本大震災を受け、「災害医療コントロールセンター」の機能を付加したため、平成 24 年度の大規模改修時に非常用電源設備を設置した
- 小児の急患診療室は座間市・綾瀬市と共同で座間市内に設置
- 耳鼻科の急患診療は当番医制で対応している
- 急患診療室を医療法人に委託することも可能だが、「災害医療コントロールセンター」として位置づけていることから、所管課では、医師会を指定管理者とすることが望ましいとの認識

2. 現状や課題のまとめ

- 急患診療所（内科）は平日夜間、休日に 100%開設され一定数の利用があるほか、インフルエンザなどの感染症流行期については、1 日平均 200 人前後の受診がある場合もある
- 急患診療所（内科）が設置されているほか、指定管理者である医師会が自主事業として運営している検査センター、包括支援センター、訪問看護ステーション等も設置された複合施設となっている
- 東日本大震災を受けて「災害時医療コントロールセンター」の機能が付加され、広域災害時に海老名市医師会が市内 3 病院と協力して医療活動を行う拠点施設として位置づけられている
- 建物は築 20 年であるが、「災害時医療コントロールセンター」に位置付けた際に大規模改修を行い、非常用電源設備の設置も行っている
- 医師会を指定管理者とすることで、「災害時医療コントロールセンター」として市内 3 病院との協力も行きやすくなることが期待される

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	・ 医師会との連携により、急患診療所が設置されているだけでなく、大規模災害時の医療活動の拠点としても位置づけられており、建物も築 20 年で大きな問題もないことから継続利用する

(2) 実行計画

短期 (10 年スパン)	・ 維持管理を適宜実施
中長期 (20 年スパン)	・ 関連施策や利用状況、建物状態等の変化に応じて、適宜実行計画を検討する
超長期 (40 年以上)	・ -

【分類7】	保健医療福祉施設	中分類	保健医療施設
		小分類	保健相談センター

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	保健相談センター	海西	直営	保健相談センター	3,249	H3年度	24年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					3,249		1.4%

〔概要〕

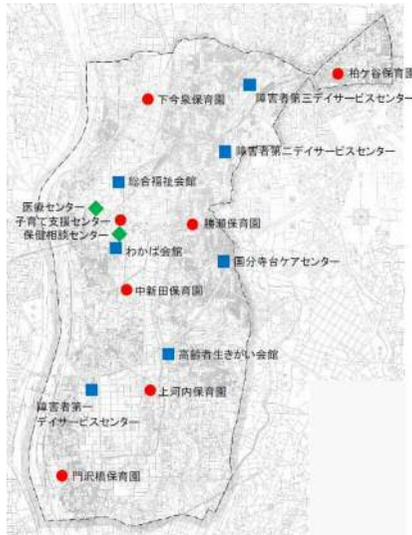
- 母子及び成人の健康に関する各種相談対応を行うほか、市が実施する各種検診や予防接種の会場にもなる
- 「健康づくり課」の事務所も設置されている

老朽化の状況	• 築 24 年で、今後、大規模改修の必要性が高まると想定される
法令上の扱い	• 地域保健法第 18 条で、「市町村は、市町村保健センターを設置することができる」とされている

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 年間利用者は 6 万人を超えている • 月の 3 分の 2 ぐらいは、市が実施する各種検診や予防接種に利用されている
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> • 今後、総人口は増加が見込まれているほか、高齢化の進行により健康相談が増加する可能性もある • 市が直接実施する各種検診や予防接種のメニューは、国の政策によって変化する可能性がある
民間による代替	• 健康相談や医療相談については、民間病院で実施している場合もある

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 各種検診や予防接種を、他施設の会議室等を利用して実施したこともあるが、対象者への周知や会場施設との調整が難しかったことから、所管部署では、決まった会場を確保できるメリットは大きいと認識している
- 各種検診や予防接種を休日に実施したこともあるが受診者は少なく、所管部署では、土日祝日にサービスを提供する必要性は低いと考えている

2. 現状や課題のまとめ

- 母子及び成人の健康に関する各種相談対応を行うほか、市が実施する各種検診や予防接種の会場として利用されており、月の 3 分の 2 ぐらいは何らかの検診等が実施されている
- 過去に、各種検診や予防接種を、他施設の会議室等を利用して実施したこともあるが、対象者への周知や会場施設との調整が難しかったことから、所管部署では、決まった会場を確保できるメリットは大きいと認識
- 各種検診等に使用する部屋は多目的に利用可能だが、貸室としての市民開放は行っていない
- 隣接する「わかば会館」に貸室が設置されており、休日夜間にも利用可能である

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・適正規模で更新	• 保健相談だけでなく、市で実施する各種検診や予防接種などの会場としての利用も多く、公衆衛生に関する市の事業を効果的に実施するための拠点として継続利用とする
空き時間の有効活用	• 各種検診等に使用する部屋の空き時間を、他の目的や用途での使用も含めて、有効活用する方策を検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 定期健診等に使用する部屋の空き時間を有効活用する方策を検討する • 検討結果を踏まえた取組みを適宜実施する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 検討結果を踏まえた取組みを適宜実施する
超長期 (40年以上)	• -

【分類7】	保健医療福祉施設	中分類	子育て支援施設
		小分類	保育園（6施設）

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	柏ヶ谷保育園	東柏ヶ谷	直営	柏ヶ谷保育園(本館)	584	H4年度	23年
2				(柏ヶ谷コミュニティセンター内)	119	S61年度	29年
3	下今泉保育園	海西	直営	下今泉保育園	326	S47年度	43年
4	中新田保育園	海西	直営	中新田保育園(本館)	543	H10年度	17年
5			直営	中新田保育園(増築棟)	244	H23年度	4年
6			直営	中新田保育園(増築棟②)	51	H26年度	1年
7			直営	中新田保育園(増築棟③)	252	H27年度	0年
8	勝瀬保育園	国分	直営	勝瀬保育園	434	S52年度	38年
9	門沢橋保育園	南部	直営	門沢橋保育園	328	S46年度	44年
10	上河内保育園	南部	直営	上河内保育園	685	H元年	27年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					3,566	1.5%	

(概要)

- 公立園6施設のほか、民間園も14施設あり、H28年度の定員は、公立：650人、民間：1,130人の合計1,780人となっている
- 上河内保育園は、元々民間の保育園であったが、事業者の撤退に伴い建物の譲渡を受け、平成27年度から公立園として運営されている

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> 建設から40年前後経過している3施設については、いずれもリニューアル工事や大規模改修工事を実施している
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第7条に「児童福祉施設」の一つと定められ、同法第35条の3において、市町村は都道府県に届け出て児童福祉施設を設置できるとされている 子ども・子育て支援法第3条において、「多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」等に責務を有すると定められている

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 定員数はH26年度の1,510人から増加しているが、待機児童は解消していない
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 総人口は今後10年程度増加が見込まれているものの、年少人口については、横ばいから減少に転じると想定されているが、海老名駅西口周辺の開発などにより、地域による増減の差があると考えられる 建物の老朽化が懸念される保育園の中で、下今泉保育園については周辺の人口増に伴う保育需要の増加が想定されることから、建替えにより定員増を図るとともに、指定管理者制度を導入する方針である
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育園は、設置者に関わらず保護者の利用条件は同等

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 民間保育園の動向を踏まえ、公立保育園で需給調整の役割を果たす方針を持っている
- 中新田保育園は、増築により低年齢児の定員を増やしており、市の中心部に近いことから入所希望も多い
- 柏ヶ谷保育園は、ニーズの増加に対応するため増築したほか、隣接する柏ヶ谷コミュニティセンターの一部を保育室として利用している
- 敷地を借用して設置されている園がある（下今泉、中新田）
- 施設警備や清掃などの日常管理は、保育園全体で一括発注や長期契約とすることでコスト縮減を図っている

2. 現状や課題のまとめ

- 認可保育所については、設置者が市・民間のいずれであっても、共通の制度の下で入所者の選定や保育料の算定が行われており、保護者にとって利用条件は同等である
- 公立園、民間園を合わせた総定員数は増加しているが、待機児童は解消していない
- 施設の整備にあたっては、調理室の設置や園庭の確保などの設置条件を満たす必要がある
- 上河内保育園は、元々民間の保育園であったが、事業者の撤退に伴い建物の譲渡を受け、平成27年度から公立園として運営されている
- 下今泉保育園においては、指定管理者制度を導入する方針である
- 将来的に少子化が進行した場合、民間園がサービス提供を続ける意向があれば公立園を廃止するなど、公立園が需給の調整弁の役割を果たすことを想定している
- 市内の幼稚園は全て私立で、全8園が設置されている

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
民間活用の拡大（公立園による需給調整）	• 民間事業者によるサービス提供を基本としたうえで、公立の園が調整弁機能を果たしていく
更新時に地域の拠点施設への集約・複合化を検討	• 市民の利便性向上とコミュニティ活性化のため、建物の更新に合わせて必要箇所については、学校や民間も含む地域における拠点的な施設への集約・複合化を図る
ニーズ減少を見込んだ建物整備	• 長期的には児童数も減少に転じると見込まれることから、改修や、老朽化に対応した更新を行う際には、転用が図られるよう工夫して整備する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 下今泉については一定の保育需要が見込まれることから建替を行い、指定管理者制度を導入する • 公立保育園については保育需要を見極めるとともに民間事業者の動向を踏まえ、存続の必要性を検討し、その結果を踏まえた上で調整弁機能を果たすための対応を図る • 存続させる園については、学校や民間も含む地域における拠点的な施設への集約・複合化についても検討する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 存続させる園については、学校や民間も含む地域における拠点的な施設への集約・複合化についても検討する
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> • -

【分類7】	保健医療福祉施設	中分類	子育て支援施設
		小分類	子育て支援センター

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	子育て支援センター	海西	直営	(保健相談センター内)	145	H3年度	24年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					145	0.1%	

【概要】

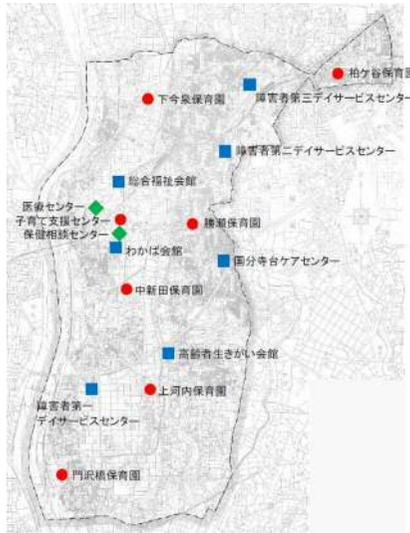
- 子どもの遊び場や、親同士の交流の場を提供する施設であり、保健相談センターの建物内に併設されている
- 子育て中の親子が集う「プレイルーム」、「すくすく広場」、「年齢別サロン」のほか、子育てに関する「相談事業」、「一時保育」、「ファミリー・サポート・センター」が主なサービスとなっている

老朽化の状況	• 築24年で、今後、大規模改修の必要性が高まると想定される
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 児童福祉法第6条の3における「地域子育て支援拠点事業」に該当 • 同法第21条の9において、事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないとされている

(2) 利用状況

利用の実績	• 利用者総数は約3万9千人で、1日あたりに換算すると108人/日
今後の見込み	• 年少人口は横ばいから減少に転じていることが見込まれているものの、減少幅は小さいと想定されている
民間による代替	• 子育てに関する相談事業は、民間保育園でも実施している

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 保健相談センターとの複合施設だが、保健相談センターが閉館している土日祝にも子育て支援センターは開館している
- 各地区のコミュニティセンター等で、子育て中の親子が集う場を提供する「移動サロン」を開催している

2. 現状や課題のまとめ

- 保健相談センター内のワンフロアを利用して、子育て中の親子が集う「プレイルーム」、「すくすく広場」、「年齢別サロン」のほか、「一時預かり」、「相談対応」など特徴の異なる複数のサービスを提供している
- 子育て支援センターは1カ所のみだが、各地区のコミュニティセンター等で、子育て中の親子が集う場を提供する「移動サロン」を開催している
- 子育て相談は、市内の保育園でも対応している

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	• 人口総合戦略を踏まえると、子育て支援は重要な施策であり、現状の施設を継続利用する
サービスメニューごとに取り扱いを検討	<ul style="list-style-type: none"> • 「広場事業」や「ファミリー・サポート・センター事業」、「相談対応」など特徴の異なる複数のサービスを提供していることから、利用者の利便性やサービスの質を高めるという観点に立ち、民間施設等への移転を含めるとともに、支援センター自体の運営のあり方について検討する • コミュニティセンター等で実施している「移動サロン」を拡大する中で、利用者の声を聴きながら各地域の需要を見極め、子育て支援センターの地域版について設置を検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	• サービスメニューごとに、利用者の利便性やサービスの質向上につながる、施設の配置や管理運営のあり方について検討するとともに、子育て支援センターの地域版を設置する
中長期 (20年スパン)	• 各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
超長期 (40年以上)	• -

【分類7】	保健医療福祉施設	中分類	障害者福祉施設
		小分類	障害者デイサービスセンター（3カ所）、 わかば学園、わかばケアセンター、わかば会館

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	障害者第三デイサービスセンター(あきば)	北部	指定管理者	障害者第三デイサービスセンター(あきば)	580	H5年度	22年
2	障害者第二デイサービスセンター(かつば堂)	国分	指定管理者	障害者第二デイサービスセンター(かつば堂)	575	H22年度	5年
3	障害者第一デイサービスセンター(レインボードリーム)	南部	指定管理者	障害者第一デイサービスセンター(レインボードリーム)	538	H22年度	5年
4	わかば会館	海西	指定管理者	わかば会館	1,218	H2年度	25年
5	わかば学園(わかば会館内)	海西	指定管理者	(わかば会館内)	902	H2年度	25年
6	わかばケアセンター(わかば会館内)	海西	指定管理者	(わかば会館内)	1,010	H2年度	25年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					4,823	2.0%	

【概要】

- 障害者デイサービスセンター
⇒障がい者の自立生活に向けた支援を行う施設。施設ごとに対象とする障害の種類が異なる
- わかば会館
⇒福祉関係団体を対象とした貸室のほか、重度障がい者向けの通所サービス（入浴、訓練等）を提供
- わかば学園
⇒障がいのある未就学の子どもを対象に、生活基本訓練を行う施設。わかば会館の建物内に併設
- わかばケアセンター
⇒身体障がい者や知的障がい者の生活介護を目的とする施設。わかば会館の建物内に併設

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> • わかば会館（わかば学園、わかばケアセンター含む）は築 25 年であるがリニューアル工事を実施済 • 障害者第三デイサービスセンター（あきば）は築 25 年だが、入所者が増えて手狭になり、国の制度変更に対応したサービス提供が難しくなっていることから、隣接地での建て替えを予定している
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者基本法第 6 条で、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」とされている

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 認定対象となる障害や難病が増えているため、対象者は増加傾向にあり、定員や利用可能数に対する充足率は、概ね 90%～100%超となっている • 障害者第三デイサービスセンター（あきば）は利用希望者が多く、全希望者を受け入れてきていない状況
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者第三デイサービスセンター（あきば）は、増加したサービスメニューに対し施設の面積が不足していることから、建替えにより施設規模を拡大する • 中新田に県の特別支援学校（小中高）が設置されたため、市外から転入する生徒が増え、対象者の増大につながる可能性がある
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> • デイサービスは民間施設が対応していないサービスを提供しているため代替は考えにくい • 民間の施設もあるが、参入するサービスに偏りがあるため、重度の障がい者向けのサービスを行政が担うなど、民間との役割分担が必要と考えられる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 国の制度変更に伴い、施設で提供するサービスメニューの見直しが必要になることが多い
- 提供サービスは一律ではなく、各自自治体の状況に合わせて選択する
- 制度上、他自治体の施設も利用可能だが、対象者が増加している状況は同様であり、受け入れ余地は限られると考えられる
- 障害の種類によっては、静かな環境や畑等の作業所が必要など、場所の制約が大きい施設もある

2. 現状や課題のまとめ

- 認定対象となる障害や難病が増えているため、対象者は増加傾向にあり、定員や利用可能数に対する充足率は、概ね90%～100%超となっている
- 施設で提供するサービスは全国一律ではなく、各自治体の状況に合わせて選択している
- 国の制度変更に伴い、施設で提供するサービスメニューの見直しが必要になることが多い
- 中新田に県の特別支援学校（小中高）が設置されたため、市外から転入する生徒が増え、対象者の増大につながる可能性がある

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	<ul style="list-style-type: none"> • 対象者は増加傾向にあり、市がサービスを提供する必要性も高いことから、国の制度改定に的確に対応しながら必要とされるサービスの提供を継続する
決定済みの施設更新を民活で実施	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者第三デイサービスセンター（あきば）については、公設による建て替えを実施し、運営については、指定管理者制度を導入する予定である

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者第三デイサービスセンター（あきば）については、公設で更新実施し、運営については、指定管理者制度を導入する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 国の制度や市の関連施策、利用状況、建物状態等の変化に応じて、適宜実行計画を検討する
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> • -

【分類7】	保健医療福祉施設	中分類	高齢者福祉施設
		小分類	国分寺台ケアセンター

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	国分寺台ケアセンター	大谷	指定管理者	(国分寺台文化センター内)	642	H10年度	17年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					642	0.3%	

【概要】

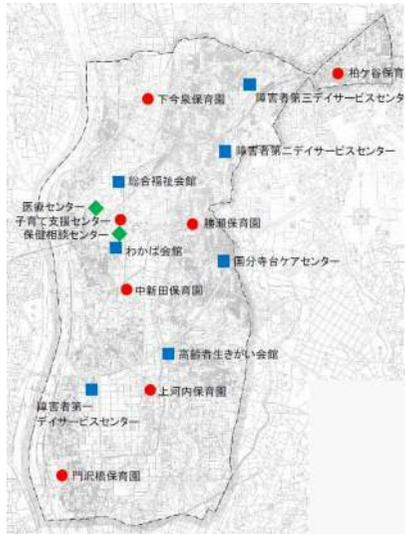
- 高齢者を対象とするデイサービスを提供する施設

老朽化の状況	• 国分寺台文化センター内に設置されており、建設から20年に満たない
法令上の扱い	• 介護保険法第5条の3において、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、関連する施策等を包括的に推進するよう努めなければならないとされている

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 登録者は約65人で、利用者は15人/日程度 • 海老名市内における介護保険制度に沿った福祉サービスは、本施設以外は全て民間事業者が提供している
今後の見込み	• 高齢化が進行し、対象者は増加が続き見込まれるため、サービスとしては拡充が必要
民間による代替	• 介護保険制度に沿った福祉サービスは、提供者に関わらず利用者の負担は同等

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 特別養護老人ホームの入所待ちをしている利用者が多いため、入所できた場合は利用減になっている
- 開設当初よりも民間のケアセンターが増えているため、所管課としては、行政は民間が提供していないサービス提供に転換する方針である
- 市内でも高齢化が進んでいる地域であり、徒歩圏内での通所サービスに対するニーズは高いと考えられる

2. 現状や課題のまとめ

- 整備当時は地域に福祉施設が少なかったが、現在では、デイサービスを提供する民間施設も増えている
- 海老名市内における介護保険制度に沿った福祉サービスは、本施設以外は全て民間事業者が提供している

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
廃止（民間施設による代替）	• 施設周辺では民間でのサービス提供がなされ、市の施設としてサービス提供するインセンティブが少なく、民間施設による代替も可能であることから廃止とする

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	• 国分寺台ケアセンターは国分寺台文化センター内に設置されており、廃止後の空きスペースの一体活用を検討する
中長期 (20年スパン)	• -
超長期 (40年以上)	• -

【分類7】	保健医療福祉施設	中分類	高齢者福祉施設
		小分類	総合福祉会館

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	総合福祉会館	海西	指定管理者	総合福祉会館	1,677	S57年度	33年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					1,677	0.7%	

【概要】

- 高齢者団体や福祉団体を対象とした貸室サービスを提供する施設

老朽化の状況	• 築 33 年だが、リニューアル工事を実施済み
法令上の扱い	• 貸室の整備について法令の規定なし

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 23 年度のリニューアル工事後、年間 5 万人程度だった利用者が年々増加し、平成 26 年度には 6 万 7 千人となっている • 利用者は福祉関係の登録団体であり、個人による利用はない • 日中の稼働率は 50～60%程度だが、高齢者や主婦が主な利用者であることから、夜間はほとんど使われていない • 利用の内訳を見ると、会議室よりも広く多目的に利用できる娯楽室の利用者が多い
今後の見込み	• 今後、総人口の増加が見込まれているため、65 歳以上人口についても増加すると見込まれている
民間による代替	• 民間の貸室もあるが、料金負担が大きくなる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 災害時には、通常の避難所での団体生活が難しい高齢者を受け入れる福祉避難所と位置づけられている
- 警備や清掃等の業務委託を、隣接する文化会館と同事業者に発注することによりコスト削減を図っている

2. 現状や課題のまとめ

- 高齢者団体や福祉団体を対象として貸室を提供する施設であり、利用者は福祉関係の登録団体であり、個人による利用はない
- 日中の稼働率は 50～60%程度だが、高齢者や主婦が主な利用者であることから、夜間はほとんど使われていない
- 利用の内訳を見ると、会議室よりも広く多目的に利用できる娯楽室の利用者が多く、コミュニティセンター等の貸室と同様の傾向が見られる
- 建物は築 33 年だが、リニューアル工事を実施済み
- 平成 23 年度のリニューアル工事後、年間 5 万人程度だった利用者を回復するだけでなく年々増加し、平成 26 年度には 6 万 7 千人となっている
- 災害時には、通常の避難所での団体生活が難しい高齢者を受け入れる福祉避難所と位置づけられている

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	• 高齢者の健康増進や教養向上のための施設であり、福祉避難所としての位置づけもあることから継続利用
隣接する大規模施設との連携による効率化の推進	• 隣接する文化会館、中央図書館、総合福祉会館の連携による管理運営コストの削減を、今以上に推進する
稼働率向上を図る	• 利用者が高齢者団体や福祉団体に限定しているほか、夜間の利用がほとんどなく、稼働率は 50%程度であることから改善に取り組む
一定規模で更新・類似施設の機能を一部集約	• 福祉避難所として一定規模を確保する必要があることから、更新に際しては、設置目的は異なるが、機能が類似する施設（コミュニティセンター、ピナレッジ、文化会館等）の機能を一部集約を図る

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 隣接する文化会館、中央図書館、総合福祉会館の連携による、新たな管理運営コストの削減方策を検討する • 利用の制約を緩める、防音室などの付加価値をつけるなど、稼働率を向上させる方策を検討する • 各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する • 更新時の機能集約について、類似施設の状況も踏まえた方針を検討する
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> • 機能集約を考慮した更新の実施

【分類7】	保健医療福祉施設	中分類	高齢者福祉施設
		小分類	高齢者生きがい会館

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	高齢者生きがい会館	南部	委託	高齢者生きがい会館	515	H18年度	9年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					515	0.2%	

【概要】

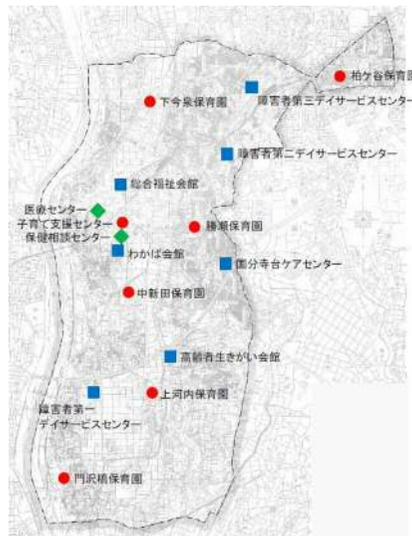
- 2階建てで、1階がシルバー人材センターの事務所、2階が高齢者団体を対象とした貸室（2室）となっている

老朽化の状況	• 築9年で、更新は概ね50年後
法令上の扱い	• 貸室の整備について法令の規定なし

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 平均利用者は年間5,800人、1日あたり約16人となっている • 利用者は周辺地域の高齢者団体が多い • 午前中や15時までの利用が多く、夜間の利用はほとんどない
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢化が進行し、対象者は増加が続くと見込まれる
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> • 民間の貸室もあるが、利用料は高くなる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 2階の会議室（貸室）は、高齢者向けの趣味の講座や、講座受講後のサークル活動の場として利用されている
- 現在のところ、利用料金を徴収していない

2. 現状や課題のまとめ

- シルバー人材センターの事務所と貸室からなる施設
- 貸室の利用者は周辺地域の高齢者団体が多いが、1日あたり利用者数は約16人と少ない
- 今後、高齢者の数は増加が見込まれており、就労支援生きがいづくりのニーズは高まると想定される
- 貸室については、他の公共施設でも提供されている

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用（施設の使い方は見直し）	<ul style="list-style-type: none"> • 1階はシルバー人材センターの事務所として利用されており、2階会議室の利用も含め、高齢者の社会参加や就労支援を促進する施設として、施設の使い方を検討しながら継続利用

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の社会参加や就労支援を促進する施設としての機能を十分に発揮できるよう、施設の使い方について見直しを図る • 各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> • -

【分類8】	産業振興施設	中分類	農業振興施設
		小分類	ライスセンター、南部農業拠点施設

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域		建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	ライスセンター	大谷	その他	ライスセンター	282	S62年度	28年
2	南部農業拠点施設	南部	直営	南部農業拠点施設	238	H24年度	3年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					520		0.2%

〔概要〕

- ・ライスセンター：土地・建物は海老名市が保有し、海老名市中部営農組合と土地建物使用貸借契約を締結し、組合事業として米の乾燥、農機具の共同利用等を行っている
- ・南部農業拠点施設：米穀の乾燥・調製用の施設であり、乾燥機 4 台と籾搗機 1 台を設置するほか、貸出用の農機具（コンバイン、トラクター等）も配置している

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ライスセンターは築 28 年で大規模改修の時期が迫っている ・南部農業拠点施設は築 3 年
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業基本法第 11 条に、「農産物の生産に必要な施設の整備、～（中略）～その他の必要な施策を講ずるものとする」と規定されている

(2) 利用状況

利用の実績	(ライスセンター) <ul style="list-style-type: none"> ・海老名市中部営農組合で運営している ・(南部農業拠点施設) ・個人の農家が対象で、乾燥機の稼働はコメの収穫期の約 1 か月程度 ・乾燥機の稼働日数 27 日、稼働回数 54 回、稼働率 50% (H26 年度の実績)
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・コメの作付面積と生産量は横ばいで推移
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥機を保有する農家が、乾燥業務を受託している場合もある

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 共通事項
 - ・農業拠点づくりや農地保全を施策として推進
 - ・個人農家で乾燥機を保有し運転することは難しい（費用面、騒音やホコリ等の環境面）
 - ・高齢化した農家のから委託を受け、大規模に耕作するケースが増えており、一人あたりの生産量は増えている
 - ・総合計画において、新たに北部農業拠点施設を整備する方針が示されている
- ライスセンター
 - ・当初は大谷地域のみを対象としていたが、現在は市全域を対象として事業を実施
- 南部農業拠点施設
 - ・燃料費等のランニングコストを回収できる額を利用料金として設定している

2. 現状や課題のまとめ

- ・両施設の事業内容は同様だが、ライスセンターは組合運営、南部農業拠点施設は直営である
- ・乾燥機の稼働はコメの収穫期の約 1 か月程度に限られる
- ・農業拠点づくりや農地保全を市の施策として推進しており、総合計画において、新たに北部農業拠点施設を整備する方針が示されている
- ・南部農業拠点施設では、燃料費等のランニングコストを回収できる額を利用料金として設定している
- ・農家が個人で乾燥機等の機械設備を保有する負担は大きいですが、乾燥機を保有する農家が、乾燥業務を受託している場合もある

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
受益者主体による施設整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の振興を図るため、農家が共同利用できる乾燥施設は存続させるが、現状のライスセンターと同様に受益者主体で整備、運営することを原則とする ・整備の方針が示されている北部農業拠点施設についても、同様の方針で検討を進める

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・南部農業拠点施設の整備及び運営について、受益者の関与を拡大する方策を検討する ・北部農業拠点施設を整備する必要性と事業手法について検討する ・各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・-

【分類9】	環境施設	中分類	環境施設
		小分類	リサイクルプラザ

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	指定管理者	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	リサイクルプラザ	大谷	指定管理者	リサイクルプラザ	539	H13年度	14年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					539	0.2%	

〔概要〕

- リサイクルに関する啓発活動のほか、粗大ごみの再生、再生品の販売を行う施設

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> 築14年で、概ね15年後に大規模改修の時期を迎える
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法第6条の2において、「一般廃棄物処理計画に従って、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分しなければならない」とされている

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 利用者は年間1.9万人、53人/日
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 総人口について今後10年程度は増加を見込む
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみの再生販売は民間業者も行っている

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 所管課においては、リサイクルに関する啓発に関しては概ね目的を果たせたとの認識
- 合せて、リサイクルの実施や再生品の販売については民間の事業として成立しており、施設のあり方を見直す必要があるとの認識。
- 省資源化センターに隣接しており、粗大ごみの分別時に発生する資源物搬入しやすいことから効率的に作業できる
- 指定管理者制度を適用していたが、より効率的な運営を図るため、直営に戻している

2. 現状や課題のまとめ

- 所管部署においては、リサイクルに関する啓発に関しては概ね目的を果たせたと認識
- 粗大ごみの再生や販売については民間のリサイクルショップが成立しており、行政が主体で実施する必要性について見直す余地がある
- 粗大ごみの搬入や、資源物及び再生品の搬出でトラックが入り出すため、立地については配慮が必要
- 築14年で、現時点では老朽化等の問題はない

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
廃止（資源化センターに機能統合）	<ul style="list-style-type: none"> 資源化センターに機能を統合し、リサイクルの啓発及び粗大ごみの再生・販売については民間活力を積極的に活用して民間主体で実施していくことを検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 資源化センターにリサイクルプラザの機能を統合し、粗大ごみの回収・再生・販売を民間業者が主体で実施する仕組みを構築する リサイクルプラザの敷地・建物は、資源化センターの機能拡張に利用する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> -
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> -

【分類9】	環境施設	中分類	環境施設
		小分類	資源化センター

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	資源化センター	大谷	委託	資源化センター(工場棟1)	697	H13年度	14年
2			委託	資源化センター(工場棟2)	233	H13年度	14年
3			委託	資源化センター(不燃物分別処理作業棟)	162	H14年度	13年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					1,092	0.5%	

【概要】

- 市で回収した不燃ごみ、資源ごみの中間処理施設である
- 不燃ごみ、資源ごみの回収業務は民間に委託している

老朽化の状況	• 築 13～14 年で、概ね 15 年後に大規模改修の時期を迎える
法令上の扱い	• 廃棄物処理法第 6 条の 2 において、「一般廃棄物処理計画に従って、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬し、処分しなければならない」とされている

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 日曜、年末年始を除き稼働している • 鉄類・びん類は減少し、アルミ類・ペットボトルは増加、容器包装プラスチックは横ばい • ペットボトルの排出量が施設の処理能力を超えており、設備の更新や拡大が必要 • ペットボトルの処理能力を上回る分は、外部に委託して処理を行っている
今後の見込み	• 総人口について今後 10 年程度は増加を見込む
民間による代替	• 民間の中間処理業者も存在している

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 可燃物の焼却は広域組合で対応しているが、中間処理は自治体ごとに実施している
- 民間の処理施設もあるが、現状では、センターの処理量を、他の施設で吸収することは困難

2. 現状や課題のまとめ

- 可燃物の焼却は広域組合で対応しているが、不燃ごみ、可燃ごみの中間処理は自治体ごとに実施している
- ごみの種類によって、排出量変化の傾向が異なる
- 中間処理を行う民間事業者もあるが、現時点では、市内で発生する不燃ごみ、資源ごみの処理をすべて吸収して資源化センターを代替することは困難と考えられる

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
民間業者との連携による処理能力の確保	• 資源ゴミの種類により排出量変化の傾向や、民間業者及び市が有する処理能力を踏まえ、安定的な処理能力を低コストで確保する
広域組合への移行について検討	• 長期的には、広域化による綾瀬市・座間市との役割分担や処理事業の組合への移行可能性についても検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 民間業者の動向を踏まえて市との役割分担を整理するなど、市が保有する処理機器と施設のスリム化を図る方策を検討する • 焼却場と同様に、綾瀬市・座間市との広域組合による処理への移行について検討する • 各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
中長期 (20年スパン)	• 各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
超長期 (40年以上)	• -

【分類9】	環境施設	中分類	環境施設
		小分類	美化センター

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	美化センター	南部	直営	美化センター	728	H11年度	16年
2			直営	美化センター車庫(塵芥車・し尿車)	665	S54年度	36年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					1,393		0.6%

〔概要〕

- 直営で行っている可燃ごみ収集・運搬の車両基地であり、し尿の収集・運搬・処理も行っている

老朽化の状況	車庫棟が築36年だが、改修等未実施で大規模改修等の必要性について確認が必要
法令上の扱い	廃棄物処理法第6条の2において、「一般廃棄物処理計画に従って、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分しなければならない」とされている

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 年未年始を除き稼働している。 可燃ごみの減量化、トイレの水洗化に伴い、収集・運搬量は徐々に減少している
今後の見込み	資源ごみの収集は民間業者に委託しており、可燃ごみについても民間業者で対応する可能性を検討する
民間による代替	民間の回収業者もあり、可燃ごみ以外の収集は民間業者に委託されている

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 可燃ごみの減量化は進んでいるが、ごみ集積所の増加により、収集にかかる時間が増加しており、収集車両の台数及び収集人員数は横ばいとなっている

2. 現状や課題のまとめ

- 可燃ごみの回収については、市が車両と人員を保有して直営で実施している
- 不燃ごみや粗大ごみの回収は、民間業者に委託している
- ごみ集積所の増加により、収集にかかる時間が増加しており、収集車両の台数及び収集人員数は横ばいとなっている
- 可燃物の焼却は広域組合で対応しているが、収集や中間処理は自治体ごとに実施している

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	焼却ごみの収集体制が直営であることから、当面は現状の施設を維持し継続利用する
廃棄物収集体制のあり方検討	焼却ごみを含む廃棄物全体の収集体制について、民活の拡大や広域化など多様な可能性を検討する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 焼却ごみを含む廃棄物全体の収集体制について、民活の拡大や広域化など多様な可能性を検討する 各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
中長期 (20年スパン)	各検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
超長期 (40年以上)	・ -

【分類 10】	市営住宅	中分類	市営住宅
		小分類	直営（3 施設）、借上げ（4 施設）

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	中新田住宅	海西	直営	中新田住宅(A棟)	243	H9年度	18年
2			直営	中新田住宅(B棟)	243	H9年度	18年
3	国分北三丁目市営住宅	国分	直営	国分北三丁目市営住宅(A棟)	742	H5年度	22年
4			直営	国分北三丁目市営住宅(B棟)	886	H5年度	22年
5	上河内住宅	南部	直営	上河内住宅	2,070	H27年度	0年
6	ブランドールかしわ台	北部	借上	ブランドールかしわ台	691	H23年度	4年
7	ルーミナス海老名	海西	借上	ルーミナス海老名	1,246	H19年度	8年
8	ハーシモンガーデン	国分	借上	ハーシモンガーデン	642	H21年度	6年
9	ニューフローラ	南部	借上	ニューフローラ	608	H23年度	4年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					7,371		3.1%

(概要)

- 老朽化が進んでいた「杉久保住宅」を廃止し、新たに「上河内住宅（35 戸）」を整備し、現在は直営：65 戸（8 戸、22 戸、35 戸）、借上げ：52 戸（18 戸、12 戸、10 戸、12 戸）で、全 117 戸を供給

老朽化の状況	・最も古い国分住宅が築 22 年で、概ね 10 年後に大規模改修の必要性が高まる
法令上の扱い	・公営住宅法第 3 条に、「低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない」との規定あり

(2) 利用状況

利用の実績	・退去による一時的な空き室はあるが、ほぼ満室の状況 ・空き室が出て、募集戸数を上回る応募があり抽選になる
今後の見込み	・今後も住宅に困窮している低所得者のための公営住宅に対する需要が見込まれる
民間による代替	・民間による住宅供給もあるが、家賃は高くなる

(3) 配置状況



(4) その他情報

- ・生活困窮者だけでなく、子育て世帯を対象とした募集枠もあり、入居者の多様性は高い
- ・H22 以降は 5 年間の期限付き入居とし、更新審査を確実にしている
- ・借上げ型は、必要な場所に土地の取得なしに住宅を配置できることがメリット
- ・総合計画において、就業支援のメニューとして、期限付きの家賃補助を示している

2. 現状や課題のまとめ

- ・退去による一時的な空き室はあるが、ほぼ満室の状況
- ・空き室が出て、募集戸数を上回る応募があり抽選になる
- ・周辺自治体と比べれば、市内の供給戸数は少ない
- ・概ね 15 年前後で借上げ型住宅（52 戸）の契約が満了するため、その取扱いが検討課題となる
- ・市営住宅とは目的が異なるが、総合計画において、就業支援のメニューとして期限付きの家賃補助を示している

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用・住宅供給計画の見直し	・既存の施設は新しいことから継続利用し、低所得者の住宅不足に関するニーズ把握を適宜実施し、家賃補助等の関連する施策実施も考慮した、住宅供給計画の見直しを行う
借上型住宅の取り扱い検討	・借上型住宅の契約が切れる 12～16 年後にまでに、借上型住宅で提供している 52 戸の取り扱いを検討する
民間を活用した住宅整備事業について研究	・住宅整備事業（更新、新規）のあり方について、民間の資産やノウハウを活用して、効率的・効果的に実施できる事業手法や、民間施設との複合化等の多様な可能性を調査する

(2) 実行計画

短期 (10 年スパン)	・家賃補助等の関連する施策実施も考慮した、住宅供給計画の見直しを行う ・借上型住宅の取り扱いについては、それぞれの住宅の契約満了までに継続・廃止について検討し、検討結果を踏まえて適宜対応する
中長期 (20 年スパン)	・直営住宅については、人口動向を踏まえ、管理戸数の見直しを行い、住宅の長寿命化に向けた保全の仕組みを構築しながら対策を実施する ・民間を活用した住宅整備事業のあり方について研究する
超長期 (40 年以上)	・管理戸数の見直しに基づき、社会情勢等を考慮しながら、既存住宅の更新について検討

【分類 11】	その他施設	中分類	駐車場
		小分類	海老名中央公園地下駐車場

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	海老名中央公園地下駐車場	函分	指定管理者 海老名中央公園地下駐車場	9,687	H6年度	21年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒				9,687	4.1%	

(概要)

- ・ 駅周辺の路上駐車を解消することを目的に、海老名中央公園の地下に整備され、収容台数は197台
- ・ 管理運営は指定管理者が実施している。

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築21年で、概ね10年前後で大規模改修の必要性が高まる ・ 地下構造物であり、躯体の更新（＝取り換え）は難しい
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場法第2条の2において、「自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない」と規定されている（※ただし、自治体による整備を求めるものではない）

(2) 利用状況

利用の実績	・ 年間：17.8万台、1日あたり：488台（収容台数197台の2.5倍）
今後の見込み	・ 周辺自治体も含め、当面は人口増加が見込まれる
民間による代替	・ 周辺に同等の料金で利用可能な民間駐車場がある

(3) 配置状況



(4) その他情報

- ・ 料金は周辺の駐車場を参考に設定
- ・ 入庫後15分は無料とすることで、送迎時の利用促進を狙っている

2. 現状や課題のまとめ

- ・ 地下構造物であることから、将来的に利用を続けるためには、計画的な維持管理や改修が必要
- ・ 周辺の民間駐車場を参考に同等の料金を設定していることから、利用者にとって利用条件の差は小さく、民間駐車場との住み分けや役割分担について検討が必要
- ・ 都市公園の地下に設置されていることから、公共施設以外に民間駐車場や店舗等の整備を行う場合には、地下占有に関する法的な制限について整理する必要がある

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
民間活用の拡大について検討	・ 民間の駐車場も事業として成立していることから、運営権の付与等も含め、民間の関与を最大化した事業手法について検討する
躯体の長寿命化を図る	・ 地下構造物で更新や取り壊しが難しいことから、躯体の長寿命化を図る

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の長寿命化に向けた保全の仕組みを構築し、計画的に対策を実施する ・ 民間の関与を最大化した事業手法について検討する ・ 民活に関する検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民活に関する検討結果を踏まえた方策を適宜実施する
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ -

【分類 11】	その他施設	中分類	自転車等置場
		小分類	4 駅、11 施設

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	かしわ台駅自転車等置場	北部	直営	※建物なし(区画線)		-	
2	海老名駅西口第1有料自転車駐輪場	海西	指定管理者	※建物なし(駐輪ラック)		-	
3	海老名駅西口第2有料自転車・原動機付自転車駐輪場	海西	指定管理者	※建物なし(駐輪ラック)		-	
4	海老名駅西口第3有料自転車・原動機付自転車駐輪場	海西	指定管理者	※建物なし(駐輪ラック)		-	
5	海老名駅西口第4有料自転車・原動機付自転車駐輪場	海西	指定管理者	※建物なし(駐輪ラック)		-	
6	海老名駅東口立体有料自転車駐輪場	国分	指定管理者	海老名駅東口立体自転車駐輪場	204	H15年度	12年
7	海老名駅東口第2有料自転車駐輪場	国分	指定管理者	※建物なし(駐輪ラック)		-	
8	海老名駅東口第3有料自転車駐輪場	国分	指定管理者	※建物なし(駐輪ラック)		-	
9	社家駅自転車等置場	南部	委託	※建物なし(区画線)		-	
10	門沢橋駅西側自転車等置場	南部	委託	※建物なし(区画線)		-	
11	門沢橋駅東側自転車等置場	南部	委託	※建物なし(区画線)		-	
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					204		0.1%

【概要】

- 建物があるのは1施設のみであり、他は、敷地に駐輪ラックを設置するか区画線を引いただけの施設である

老朽化の状況	・ 建物は築12年で、概ね20年後に大規模改修の必要性が高まる
法令上の扱い	・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条で、「一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるもの」と規定

(2) 利用状況

利用の実績	・ 海老名駅周辺における契約台数の合計は44,132台で、ほぼ満車の状態 ・ 海老名駅以外は契約制でなく利用数は把握できない
今後の見込み	・ 海老名駅周辺は人口増加が見込まれ、駐輪場の利用希望も増えると想定される
民間による代替	・ 民間の大型商業施設等で、有料の駐輪場を整備している場合もある

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 海老名駅周辺の施設において、経常的な費用は、基本的に登録料で賄っている
- 建物のある海老名駅東口立体有料自転車駐輪場は、エレベーター方式で機械設備もあることから維持管理にコストがかかる
- 社家駅と門沢橋駅では、シルバー人材センターに管理を委託している

2. 現状や課題のまとめ

- 海老名駅周辺の施設は契約制で、ほぼ満車の状態
- 基本的に駐輪ラックや区画線のための簡素な施設であるが、唯一、海老名駅東口立体有料自転車駐輪場はエレベーター方式で機械設備もあることから維持管理や更新にコストがかかる

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
機械式駐輪場の取り扱い検討	・ 1施設のみ機械式の立体駐輪場であり、維持管理コストもかかっていることから、設備更新の前に取り扱いを検討する
ニーズに対応した施設の整備	・ 各駅周辺の民間事業者（鉄道、商業等）との連携により、民間の土地も活用してニーズに対応した自転車等置場を整備する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 機械式駐輪場の取り扱いを検討する 自転車等置場に対するニーズを把握し、民間事業者等との連携により供給を進める
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> 自転車等置場に対するニーズを把握し、民間事業者等との連携により供給を進める
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> -

【分類 11】	その他施設	中分類	大型防災備蓄倉庫
		小分類	3 施設

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	北部大型防災備蓄倉庫	北部	直営	北部大型防災備蓄倉庫	280	H23年度	4年
2	中部大型防災備蓄倉庫	大谷	直営	中部大型防災備蓄倉庫	288	H24年度	3年
3	南部大型防災備蓄倉庫	南部	直営	南部大型防災備蓄倉庫	280	H25年度	2年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					848	0.4%	

〔概要〕

- 公共施設に設置する避難所への避難者向けの備蓄を行う施設（想定対象者数は44,760人）

老朽化の状況	東日本大震災後に整備され、築2年～4年と新しい施設
法令上の扱い	災害対策基本法第86条の6で、「当該避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされている 防災備蓄倉庫の整備そのものに関する規定はない

(2) 利用状況

利用の実績	平常時に利用する施設ではない
今後の見込み	防災計画等で想定する備蓄量に合わせた数や規模が必要な施設
民間による代替	公共施設に設置する避難所への避難者を対象とする施設

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 市内各所に設置されているコンテナ型の小規模な備蓄倉庫を補完する施設
- 避難所の避難者等収容可能人数を対象として想定し、3食2日分の食料を備蓄しているが、毛布の備蓄は8割程度

2. 現状や課題のまとめ

- 建物は築2～4年で新しく、食料を中心に備蓄品の確保も進んでいる
- 確保した備蓄品を良好な状態で保管し、大規模災害時には確実に供給できるよう、施設を的確に維持管理する必要がある

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	市の避難所を対象とする備蓄物品を収納する施設であり、災害時に備蓄品を確実に使用できるよう、施設を的確に維持管理する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	適切な維持管理の実施
中長期 (20年スパン)	地域防災計画や関連施策、建物状態等の変化に応じて、適宜実行計画を検討する
超長期 (40年以上)	-

【分類 11】	その他施設	中分類	その他
		小分類	さがみ野安全安心ステーション

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	さがみ野安全安心ステーション	東柏ケ谷	直営	さがみ野安全安心ステーション	22	H19年度	8年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					22	0.0%	

〔概要〕

- さがみ野駅前に交番が設置されていないため、道案内や事故防止や防犯に関する相談対応を行うほか、警察官立ち寄り所、防犯パトロールの集合場所等に利用されている
- 施設は直営だが、地域と警察、行政の連携で運営されている

老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 築 8 年
法令上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 法令による規定なし • 警察庁で「地域安全安心ステーション事業」の支援を実施（パトロール用品等の貸与）

(2) 利用状況

利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> • 年間利用者数は 4 千人以上で毎年増加している • 地域パトロールの拠点としても利用されている
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> • 東柏ケ谷地区の総人口については今後 10 年で微増と想定されている
民間による代替	<ul style="list-style-type: none"> • 同様の施設無し

(3) 配置状況



(4) その他情報

- さがみ野駅前に交番設置を要望しており、設置までの暫定施設との位置づけになる

2. 現状や課題のまとめ

- さがみ野駅前に交番が無いために設置された施設であり、県に対して駅前交番の設置を要望している
- 地域案内所や防犯相談、地域による防災パトロールの拠点など多様な機能を発揮しており、利用者は年々増加している
- 市の直営だが、地域と警察、行政の連携で運営されている
- 建物は築 8 年で、改修等も当面必要ないと考えられる

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	<ul style="list-style-type: none"> • 駅前交番の設置に向けた取組みを継続する一方、安全安心ステーションにおける日常の活動に支障が出ないよう、建物を適切に維持管理する

(2) 実行計画

短期 (10年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 適切な維持管理の実施
中長期 (20年スパン)	<ul style="list-style-type: none"> • 駅前交番設置の有無や関連施策、建物状態等の変化に応じて、適宜実行計画を検討する
超長期 (40年以上)	<ul style="list-style-type: none"> • -

【分類 11】	その他施設	中分類	その他
		小分類	消費生活センター

1. 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	管理運営形態	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	消費生活センター	国分	直営	(市庁舎内)	46	S63年度	27年
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒					46		0.0%

〔概要〕

- 消費生活に関する相談対応（電話、窓口）を行う施設
- 消費生活センターの所長として市職員（兼任可）を配置する必要があること、市民相談室等との連携が必要な相談も多いことから、相談者を速やかに案内できるよう市庁舎内に設置した経緯がある

老朽化の状況	・本庁舎の建物は築 27 年（概ねの更新時期は 30 年後）
法令上の扱い	・「消費者安全法」第 10 条の 2 において、「必要に応じ、要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない」とされている

(2) 利用状況

利用の実績	・来所者数は年間約 250 組だが、電話相談も多く、相談員はフル稼働の状態
今後の見込み	・総人口が今後 10 年程度は増加を続け、高齢者の人数・割合とも増加すると見込まれることから、相談件数は現状を上回ることが想定される
民間による代替	・民間企業や民間団体の相談窓口もあり、相談内容に応じて相互に連携している

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 高齢者や多重債務に関する相談が多く、市民相談室や福祉部門との連携が求められるケースが増えている
- 相談員は「消費生活専門相談員」の資格を有する者や、民間における経験者を雇用している（※ H28 年度より、「消費生活相談員資格試験」が実施される）
- H21 に消費者庁の発足、消費者安全法の改正等により、市としては相談体制の強化を進める方針
- 「国民生活センター」から端末の貸与を受けており、設置に際してはネットワーク環境の確保が必要になる

2. 現状や課題のまとめ

- 窓口での相談よりも電話相談が多く、相談件数の約 7 割を占めている
- 消費者庁の発足や消費者安全法の改正等に対応し、市としては相談体制の強化を進める方針
- 市民相談室等との連携が必要な相談も多いことから、相談者を速やかに案内できるよう市庁舎内に設置した経緯がある

3. 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
継続利用	・基本的に現状維持だが、庁舎のレイアウト変更で移転が求められる場合は、既存の建物を活用して相談者がアクセスしやすい場所に配置する

(2) 実行計画

短期 (10 年スパン)	・庁舎に含めて管理
中長期 (20 年スパン)	・庁舎の取り扱いや関連施策等の変化に応じて、適宜実行計画を検討する
超長期 (40 年以上)	・ -